令和８年勝浦町マラソン議会（ひな会議）会議録第５日目

１　招集年月日　令和８年３月18日

１　招 集 場 所　勝浦町役場議場

１　開閉日時及び宣告

開　議　３月18日　午前９時28分　　議　長　　松　田　貴　志

散　会　３月18日　午後４時50分　　議　長　　松　田　貴　志

１　出席及び欠席議員

○出席議員（10名）

１番	内　谷　安　宏	２番	福　井　裕　美
３番	長　尾　隆　資	４番	玉　置　　守
５番	花　房　勝　一	６番	瀬　戸　直　一
７番	美　馬　友　子	８番	松　田　貴　志
９番	節　　公　一	10番	井　出　美智子

○欠席議員（０名）

１　会議録署名議員

１番	内　谷　安　宏	６番	瀬　戸　直　一

１　地方自治法第121条第１項により説明のために出席した者の職及び氏名

町　　長	野　上　武　典	副　町　長	海　川　好　史
教　育　長	大久保　康　雄	政　策　監	野　上　佳　孝
総務防災課長	中　瀬　弘　晴	企画交流課長	寺　尾　由　美
税 務 課 長	藤　井　小百合	住 民 課 長	海　川　みゆき
福 祉 課 長	長　友　清　美	農業振興課長	西　濵　浩　史
建 設 課 長	上　村　和　也	上下水道課長	大　上　誉　司
会 計 管 理 者	正　瑞　美佳子	教育委員会事務局長	石　木　正　昭
勝浦病院事務局長	笠　木　義　弘		

１　職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長　松　本　博　文

１　議事日程（第５号）

開議宣言

日程第１　諸般の報告

日程第２　町政に対する一般質問

１　本日の会議に付した事件

日程第１から日程第２まで（第５号）

１　会議の経過

別紙のとおり

～～～～～～～～～～～～～～～～～

午前９時28分　開議

○議長（松田貴志君）　ただいまから令和８年勝浦町マラソン議会ひな会議を開きます。

日程に先立ち，議案第15号，令和８年度勝浦町一般会計予算について，第一読会の詳細質疑に対する答弁漏れがありましたので，改めて答弁を求めます。

海川住民課長。

○住民課長（海川みゆき君）　おはようございます。

議案第15号，令和８年度勝浦町一般会計予算の住民課分の詳細説明での答弁漏れについてご説明をさせていただきます。

美馬議員からのご質問でございます。

２款４項１目戸籍住民基本台帳費関係で，戸籍の振り仮名届出件数についてご質問をいただきました。件数につきましては，令和８年３月17日時点で32件でございます。

また，一部説明不足がございましたので，追加の説明をさせていただきます。

令和８年５月25日までに届出があった分につきましては，振り仮名につきましては届出後１週間程度で振り仮名入りの戸籍謄本や抄本，住民票を取ることができます。期限までに振り仮名の変更の届出がなかった方につきましては，令和８年10月下旬頃から戸籍謄本等に振り仮名が入る予定となっております。

以上でございます。

○議長（松田貴志君）　今の答弁に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松田貴志君）　質疑なしと……。

（住民課長海川君「あともう一件」の声あり）

申し訳ないです。もう一回言うね。

海川住民課長。

○住民課長（海川みゆき君）　続きまして，内谷議員からのご質問でございます。

２款１項８目広報事業で，かつうらアプリの使用料が令和７年度と比較して令和８年度が増額となっていることについてのご質問をいただいております。

こちらにつきましては，昨今の酷暑を踏まえまして，令和８年度から熱中症アラー

トシステムを追加したことと，物価高騰によるサービス料の上昇が増額となった要因となってございます。

以上でございます。

○議長（松田貴志君）　今の答弁に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松田貴志君）　質疑なしと認めます。

それでは，本日の議事日程は……

（住民課長海川君「続き，すみません」の声あり）

海川住民課長。申し訳ない。

○住民課長（海川みゆき君）　長尾議員からのご質問でございます。

環境保全関係で，野焼きや不法投棄について，条例等が変わったことや禁止になったことがあるかとのご質問をいただきました。

野焼きや不法投棄につきましては，廃棄物の処理及び清掃に関する法律により禁止されておりますが，近年この法律の投棄禁止や焼却禁止を定めた部分の改正はございません。また，廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令に定める焼却禁止の例外規定についても改正はございません。焼却禁止の例外規定の中に，農業，林業または漁業を営むためにやむを得ないとしている，行われる廃棄物の焼却がございます。

また，関連する部分では，総務防災課関係になりますが，消防法に基づく勝浦町火災予防条例の一部が令和８年１月１日に改正されておりまして，林野における火災予防が追加されております。これによりまして，林野火災警報発令時には火の使用制限区域に指定された区域では，野焼きの例外規定である焼却についてもできなくなるような改正となっております。

以上でございます。

○議長（松田貴志君）　もういけるな。

今の答弁に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松田貴志君）　質疑なしと認めます。

それでは，本日の議事日程は，お手元へ配付のとおりでございます。

～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（松田貴志君）　日程第１，諸般の報告を議題とします。

会議等への出席状況を報告いたします。

各種会議等への出席状況は，お手元に配付の報告書のとおりです。

また，監査委員から，例月出納検査の結果がお手元へ配付のとおり提出されていますので，ご報告しておきます。

以上で諸般の報告を終わります。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（松田貴志君）　日程第２，町政に対する一般質問を行います。

通告表の順序に従って発言を許可します。

１番内谷安宏議員の一般質問を許可します。

内谷議員。

○１番（内谷安宏君）　皆さん，おはようございます。

議長より許可をいただきましたので，内谷より一般質問を始めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

今回の一般質問ですけれども，また大きく３つ上げております。松西勝浦校へのバス通学助成について，２つ目，新星谷橋の工法決定経緯と歩道の幅員について，３つ目，阿波かつうら情報アプリの利用状況を予定しております。

では，早速１つ目ですけれども，令和６年12月に高校生議会を開催しまして，松西勝浦校の生徒から通学助成をしてほしいとの要望がありました。何らかの支援を検討したいと町長の答弁があり，令和７年度当初予算にバス通学助成の予算が確保されておりました。町外からバスで通学している生徒は通学費の負担が減り，勝浦町としては入学者が増え，路線バスの維持につながるというのを期待しておった助成の制度なんですけれども，助成の実施の遅れを聞いております。年度末となっていますが，この状況を確認したいと思います。

この議会の初日の補正予算のときにこの件に関しての質問があり，重なる部分は多々あるかと思いますけれども，答弁お願いしたいと思います。

では，質問に入ってまいります。

助成制度の内容についてですけども，実施が遅れているように聞いておりますが，現在は要綱を整備して申請を受け付けられているのか，教育委員会事務局長，よろし

くお願いいたします。

○議長（松田貴志君）　石木教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（石木正昭君）　おはようございます。

松西勝浦校への通学バス通学助成ということでございますが，現在要綱を策定しまして申請，この要綱の中では，10月の申請と３月の申請ということで定めております。この10月の申請分について23名の方から申請を受け付けまして，助成金のほうを３月11日に振込をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（松田貴志君）　内谷議員。

○１番（内谷安宏君）　申請10月と３月とありましたけれども，10月分を３月11日に振り込みましたということですが，３月についてはどのようにされていますでしょうか。

○議長（松田貴志君）　石木教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（石木正昭君）　現在のところ，３月，申請者の方から順次申請書等関係書類が提出をいただいているというところを順次確認を進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（松田貴志君）　内谷議員。

○１番（内谷安宏君）　今進めているということですけれども，そうしましたら，振込というか，その支払いはいつを予定されて進めているんでしょうか。

○議長（松田貴志君）　石木教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（石木正昭君）　ちょっと人数も多いですが，順次というところで，早ければもう３月中とか，ちょっとここらはもう申請書類をいただいて，審査して問題なかったら順次進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（松田貴志君）　内谷議員。

○１番（内谷安宏君）　しっかり年度内には終わるように進めていただきたいんですけれども，10月に23名申請があって，この３月の申請が23名に到達しなかった場合に，申請されてない方へのフォローなどは考えられているんでしょうか，申請を忘れ

てませんかとか，そういったフォローはされる予定でしょうか。

○議長（松田貴志君）　石木教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（石木正昭君）　10月，一回これちょっと手続したというところで，候補者といいますか，助成対象者の方もある程度明らかになってきました。

実は，10月の段階でもう１年分，12か月分申請いただいてる方もおいでます。そういったところでもう内容を大分把握できてましたので，今議員おっしゃったように，ちょっと申請漏れのおそれといいますか，心配がある方については周知はできるかなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（松田貴志君）　内谷議員。

○１番（内谷安宏君）　漏れのないようにフォローしてあげていただけたらと思います。

次に，そもそもこの制度の内容っていうのはどういうものになっていますでしょうか。

○議長（松田貴志君）　石木教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（石木正昭君）　制度の主な内容で，ざっくりした内容になりますが，松西勝浦校へ通学するために購入しました徳島バス勝浦線の定期券，こちらに対しまして月額2,500円を上限として助成を行う，そういう内容となっております。

以上でございます。

○議長（松田貴志君）　内谷議員。

○１番（内谷安宏君）　確認できました。

次，実施状況，ちょっと先ほどの答弁のとこでかぶる話でもあったんですけども，何名から申請があったのかということについては，先ほど10月分は23名，３月分は今申請受付中と回答がありましたので，飛ばします。

次，要綱の作成の遅れによって申請ができていなかった，できなかった対象者っていうのはいるのか，もしいるのであれば，そこへの補償というのは考えているのかというところをお答えください。

○議長（松田貴志君）　石木教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（石木正昭君）　制度の作成のタイミングによりまして申請ができなかったと，そういった方についてはお聞きはしておりません。そういったところで確認をしているというところでございます。

以上でございます。

○議長（松田貴志君）　内谷議員。

○１番（内谷安宏君）　そういったところも確認をしていただいたというところで，ここは少し安心しました。

次へ参ります。

制度の作成が遅れた理由なんですけれども，そもそも当初予算に入っていた事業で，なかなか４月から申請受付ができないということにしても，年度の早期には制度の内容を固めて助成をスタートさせるべきだったのかなと思っています。年度内にできればいいというものではないかと思います。この要綱の整備が遅れた理由というのは何でしょうか。

○議長（松田貴志君）　石木教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（石木正昭君）　ちょっと何分初めての制度というところでございます。情報収集と他の市町村の例，実はこの他の市町村の例っていうのがあまりないような事例でございました。

そういった中で，情報収集等取組を行いましたが，助成金額の決定，そこらは根拠というとこも要るかと思います。そういったところ，また申請の時期，助成対象とする定期券の種類等，こちらはバスの定期券の購入の実態，ちょっとなかなか複雑なとこがありましたので，そういったとこの理解，そういったところを含めた検討といったところと，あとちょっと他の業務との兼ね合い，そういったところもあって，ちょっと時間がかかってしまったというところでございます。

以上でございます。

○議長（松田貴志君）　内谷議員。

○１番（内谷安宏君）　だから，調査に時間を使ったというのと，なかなか金額を決めるのにも時間がかかったというところですけれども，時間がかかったといっても，４月から検討を始めたとして，これはいつから申請を受け付けたんでしたっけ，ちょっとお願いします。

○議長（松田貴志君）　石木教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（石木正昭君）　要綱ができたのが10月ということで，受付のほうも10月から申請の受付を始めたところでございます。

以上でございます。

○議長（松田貴志君）　内谷議員。

○１番（内谷安宏君）　10月にできたということで，４月から10月，半年かけて作った内容って，なかなかに時間がかかり過ぎてしまっているんかなと思います。

ちょっと次の内容にも入ってくるので，進めますけれども，なかなか県内で珍しい制度とおっしゃっていましたけれども，城西高校の神山校だったり，那賀高校にも同じようなバスの通学助成制度はあります。そういったものを参考にさせてもらって，助成の割合だったり全体の金額だったりは勝浦に合った内容にすれば，そこまで要綱作成は難しくないようには思いますが，こちらのほうを参考にはされなかったんでしょうか。

○議長（松田貴志君）　石木教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（石木正昭君）　情報収集の中で，県内ではこういった制度が神山町や那賀町にあるというところで私も把握しまして，要綱の情報提供，こういったところはいただいたところでございます。

ただ，神山でしたら例えば定期券１か月分とか，１か月の定期券とかはちょっと対象外にしてますが，本町の場合はしてます。そういったところ，ちょっと学校の要望も聞きまして，できるだけ学校の要望に沿った要綱，そういったところにも取り組んだところ，そういったところの経過もちょっとあるというところでご理解いただければと思います。

以上でございます。

○議長（松田貴志君）　内谷議員。

○１番（内谷安宏君）　他校よりも手厚い対応ができたのは，結果としてはいいと思うんですけれども，それがあるから半年もかかったというのはちょっと言い訳でしかないように思います。

教育委員会，ここ何年か事業の遅れというか，繰越しが多くなっていまして，事業進捗のチェックを厳しく行うとしていたはずですけれども，この進捗のチェックをし

ていて，遅れぎみであることが分かっていながらもこれを放置していたんでしょうか。これ事務局長，まずお願いします。

○議長（松田貴志君）　石木教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（石木正昭君）　今議員おっしゃったように，令和６年度から７年度にかけまして，教育委員会は多数の繰越し事業を発生させたところでございます。そういったところを受けまして，令和７年度はチェック体制をより強化しているところでございます。

ちなみに，この要綱ですが，私のほうで作成しましたので，ちょっともう私の力不足としか今としてはもう言えないというところでございます。

以上でございます。

○議長（松田貴志君）　内谷議員。

○１番（内谷安宏君）　局長が自ら担当して進められたとおっしゃられましたけども，職員の手本にならなきゃいけないような立場の方がこんなゆっくりと事業を進められているのではいけないのかなと思います。

次に，教育長にも伺いたいんですけれども，教育長は10月から着任というところで，この要綱が完成したぐらいのときに着任されており，なかなかこれを何でチェックしてなかったなんて言えないんですけれども，今の現状をどう捉えておられるか，お答えください。

○議長（松田貴志君）　大久保教育長。

○教育長（大久保康雄君）　おはようございます。

前年度からの事業を繰り越すというのは，私就任のときにもお聞きしました。それで，この進捗状況，やっぱりいろいろ皆さんにもご心配おかけしましたけども，私が教育長になってから行ったことは，特に課内会議です。月に１回行ってるんですけども，そこでのスケジュール表，これを全員提示していただいて，それでそれぞれの事業がどうなっているかというのをチェックをしております。

そこで遅れているような事業に関しましては，お互いにフォローし合って，できるだけスムーズに進むようにと，こういう体制を取っているんですけども，やはり一定の成果はあったと思うんですけども，まだまだこういったご心配をおかけしておりますので，十分ではなかったのかとも反省するとこもあります。

今後，さらに一層そういった確認，それからフォロー，そういう作業等も含めまして徹底していきたいと思っております。また，よろしくお願いします。

以上です。

○議長（松田貴志君）　内谷議員。

○１番（内谷安宏君）　課内会議でスケジュールを共有して，遅れぎみのところはフォローし合うような体制を取っていただいているということですので，結果がいいほうに出ることを期待していますので，よろしくお願いいたします。

次に，高校生から通学補助ができないかと質問を受けまして，町長は何らかの支援を検討したいと答弁して，当初予算に組み込む判断をしていただいていると思います。町長としても実施したい事業であったと思うんですけれども，進捗は確認していなかったのか。これ町長，よろしくお願いいたします。

○議長（松田貴志君）　野上町長。

○町長（野上武典君）　改めましておはようございます。

今回，松西の勝浦校へのバスの通学助成，議会からも，議員のご尽力により高校生議会を開催させていただきましていただいた提言でございます。勝浦町に来られる高校生にとって何らかの支援がっていうような思いはございまして，こういった支援になったかと思います。

これに限らずなんですが，当初予算等で予算をお認めいただいたものについては，スケジュール感を持って早くやっていかないと，せっかくのいただいた予算が，その年度の終わりに効果が出てくるというようなもんでは，やはりもったいないというふうに思いますし，そういったことについては私も常々職員には申しているところでございます。

この事業に関しましても同様に，教育委員会のほうには事業進捗はどうなっているかっていうような確認はさせていただいておりましたが，こういった結果になったということで，これが制度としてもう少しブラッシュアップしていいもんにしていくいい反省材料になったんかなというふうに思います。

定期券を購入して，もし４月に購入して１年間購入しとんだったら，１年間の助成がもう確定しているというような状況ですので，そういったことも考えていく必要があろうかというふうに思っております。

また，いろいろ至らぬ点はあろうかと思うんですが，ご助言等いただければと思います。

以上でございます。

○議長（松田貴志君）　内谷議員。

○１番（内谷安宏君）　町長がおっしゃられたように，早めに執行しないと，その年度の後半で実施して効果が出てくるようではもったいないと思います。

今回，特に県立の高校と町の違う立場での関係ですけれども，補助を何かしらできた事業だったと思うんですけども，それがうまくいかなかったことで信頼関係っていうものが崩れてしまうようなものになってはいけないと思います。なかなか町から県立の高校に助けれることって今少ないと思うんですけども，こういうできることはしっかりやってお互いいい方向に向かっていけるように進んでいってほしいと思います。よろしくお願いいたします。

では，次に参ります。

新星谷橋の工法決定経緯と歩道の幅員についてです。

新星谷橋の橋脚の工法は，ニューマチックケーソン工法を採用し，計画を進められております。工法の選定が正しく行われたのか経緯を確認し，整理をしておきたいと思います。

また，歩道の幅員が3.5メートルと計画されておりまして，星谷橋周辺の通行量を考えると，過剰な仕様となっているように思います。星谷橋架け替え委員会の中で，理由は確認させていただいたんですけれども，再度確認と提案を行いたいと思います。

ニューマチックケーソンの工法の選定理由なんですけれども，初め全体の事業費が45億円となると伝えられた令和６年６月のまち未来づくり常任委員会では，通常の工法では支持層が堅くて掘れないので，ニューマチックケーソン工法を採用しますとの説明がありました。

次に，10月に星谷橋架け替え特別委員会で，水中の硬岩を掘っていくにはこの工法しかないとの説明がありまして，12月の委員会では，支持層や地下水の状態により，ニューマチックケーソン工法でしか対応ができないと説明を受けました。

先日，２月18日の委員会では，工法の基礎形式選定表に環境を落とし込んで適切な

工法を確認したところ，ニューマチックケーソン工法となったとの説明でありました。

このように，説明する側としては同じことを説明しているかもしれませんけれども，受け取り手からしたら説明をされるごとに表現が違うものを言われて，なかなかその工法の決め手，これにするというハードポイントっていうのがつかみ切れなかったというのがありました。私の理解力がちょっと不足していたかもしれませんけれども。

最後のその基礎形式選定表に基づいてというところがあるんであれば，最初の説明時にこの選定表を用いて工法を決めているっていうことを説明していただけたらよかったのかなと思うんですけれども，これについては建設課長，よろしくお願いいたします。

○議長（松田貴志君）　上村建設課長。

○建設課長（上村和也君）　おはようございます。

ニューマチックケーソン工法についてですが，それぞれの説明において一貫性のあるものと考えております。いずれの説明においても，支持層や地下水の状態による旨を説明しています。

当初は，全体説明の中での回答であったが，だんだんと個別具体的な内容の説明となり，このような説明となりました。分かりづらい説明だったかもしれませんが，今後はより丁寧な説明に努めたいと思います。

以上です。

○議長（松田貴志君）　内谷議員。

○１番（内谷安宏君）　なかなか土木建設系の知識を持ち合わせてなかった，私のほうもそうなんですけれども，言うたらあまり知らない人相手が分かってもらえるような説明というのを心がけていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

じゃ，次に参ります。

先ほど出しました基礎形式選定表があるんですけれども，ちょっといろいろ項目が多いので，一部省略させていただいてますけども，この選定表なんですけど，適用条件っていうところに，左の縦に項目が並んでるその環境っていうのを落とし込んで，この黒丸が入っているところが今回の星谷橋の環境になります。上のほう，横にいろ

んな工法が並んでまして，採点表で丸が多いところ，丸が２点，三角が１点，バツがゼロ点とされているんですけれども，この適用条件の横に見ていったときにバツが入っているものは除外して，あとは点数が高いものを見るというような表になっていて，それでいくとこのニューマチックケーソンが11点で，オールケーシング工法っていうものが８点，地中連続壁基礎っていうのが７点となっておりまして，この表で行くとこの３つの工法が対応してますよっていうことになります。

そのときに，まずこの２つのオールケーシング工法や地中連続壁基礎も選べるようになっておりますけども，これを選択しなかった理由と，コストや工期のメリットがありニューマチックケーソン工法を選択したのか，建設課長，よろしくお願いいたします。

○議長（松田貴志君）　上村建設課長。

○建設課長（上村和也君）　まず，地中連続壁基礎は，支持層の深度が15メーター以上と深く，隣接構造物に対する影響がある場合に有効な基礎形式で，特殊工法であります。

今回は，支持層の深度が５から15メーターであり，何十メートルもの深度はなく，また影響を受ける隣接構造物もないことから，一般的にケーソンと比べて高額となる地中連続壁基礎は不採用としました。

もう一つのオールケーシング工法が残りますが，そもそも底盤が――基礎の上面ですが――支持層の中に入ることから，そこからくいを打つことは考えられず，不採用ということになります。

通常，オールケーシング工法などは，支持層が深い場合に採用されるものですが，本計画地は最深河床が既に支持層に達しています。これにより，底盤自体を岩盤の中に設置する必要があるため，その下からくいを打つという構造概念そのものが成立いたしません。コンサル内部でもこの物理的制約により岩盤を直接掘削して本体と剛接合が併用されるニューマチックケーソン工法が唯一の合理的選択肢であると判断されたと聞いております。

以上です。

○議長（松田貴志君）　内谷議員。

○１番（内谷安宏君）　この地中連続壁基礎は，もっと深いところが向いてて，さら

にやったところで高くなるというところで排除されて，オールケーシングのほうは最深河床のことを考えると，その支持層をさらに掘り込んで，なおかつそんな届いてるのにくいを打つっていうことが工法としておかしいというところで排除されたということで，ニューマチックケーソンが向いているというか適しているっていうことが分かるということです。

先ほど言いましたけども，そういったことを最初にこういうふうに決めて，この２つの工法はこういうことで除外しましたっていうことを説明していただければ，こっちも理解が早かったかなと思います。

では，次に参ります。

今度は歩道の幅員についてです。これ，委員会で説明を受けたんですけれども，言葉だけで受けたので，ちょっと私のほうで整理をいたしました。この考え方で合っているかどうかというのを確認させていただきたいと思います。

まず，この歩道なんですけども，道路構造令って10条の２というところで，自動車の交通量が多い第３種，または第４種の道路には，自転車歩行者道，道路の各側――両側です――に設けるものとするとされています。この交通量が多いって書かれていまして，勝浦町の星谷橋のところではこの多いというものには該当しない。委員会の説明のときに，自動車の交通量が多いというのは１日当たり4,000台以上とされているということは聞いていますので，星谷橋は該当はしないんですけれども，今回その中学生の自転車通学のときに安全を考慮してこれを設定するというのをされております。

次，この幅に関してですけども，10条の２の第２項で定められておりまして，歩行者が多い場合は４メートル以上，その他の場合は３メートル以上とされて，この２種類が設定されております。この歩行者が多いっていうのは，１日500人以上が目安っていうのも委員会のときに説明を受けました。星谷橋，交通量を測定されたときに調べたのが，人が56名，自転車74っていうところで，この多いには該当しないので，このその他っていうところが選択されて，３メートル以上っていうのがまずあります。

次に，路上に何か施設を設ける場合の自転車歩行者道の幅員というのが10条の２第３項で定められておりまして，横断歩道橋をもし設置するんだったらさらに３メートル追加してください，ベンチの上屋――屋根です――ベンチと屋根を設置するんであ

れば２メートル，並木を置くんであれば1.5メートル，ベンチだけを置くんであれば１メートル，その他のものを置くんであれば0.5メートル増やしてくださいねというふうに定められておりまして，今回道路標識だったり車道と歩道の間に縁石を設けるというところで，このその他の0.5というのを適用して，３メートルと0.5を足して3.5メートルというものを考えているというところで，この考え方で合っていますでしょうか。建設課長，よろしくお願いします。

○議長（松田貴志君）　上村建設課長。

○建設課長（上村和也君）　今，内谷議員が説明されたような内容で合っていると思います。

以上です。

○議長（松田貴志君）　内谷議員。

○１番（内谷安宏君）　確認できました。

その3.5メートルという幅員なんですけれども，町なかでいろんなとこを見ていましても，なかなかそれだけ3.5メートルも取られているような歩道っていうのは珍しいかと思います。

歩行者と自転車が描かれた標識，丸の青色バックの標識が掲げられている歩道っていうのは，自転車も走行が可能となっております。その歩道ほとんどが3.5メートルも幅員が確保されておりません。いろいろ調べていると，この看板を掲げる区間だったり設置に関しては，公安委員会のほうが状況を見てそれを指定するというのがあります。同様に，今回歩道を狭くつくって，この公安委員会に見てもらって，自転車も通っていいよっていうことにすれば，狭いというか今よりも縮小した幅での歩道も可能なのかなと思っておりますが，どうでしょうか。

○議長（松田貴志君）　上村建設課長。

○建設課長（上村和也君）　本件につきましては，国費を活用する新設道路であり，道路法及び道路構造令に適合した断面で整備する必要があります。

中学生の通学利用等により自転車と歩行者の混在を見込むため，道路構造令が定める自転車歩行者道の有効幅員の最小値である３メーターと路上施設帯分として50センチを超えて3.5メーターとしております。

議員がおっしゃられる自転車が通行可能な歩道につきましては，既設の道路におけ

る公安委員会での対応であり，今回のように新設道路においては，道路法及び道路構造令に適合した断面で整備する必要があります。

以上です。

○議長（松田貴志君）　内谷議員。

○１番（内谷安宏君）　新しく造る道路なんだから，ちゃんと道路構造令を守って造ってくださいと，造っていくという考え方ですね。真っ当な考え方かと思います。

構造令を守って国の補助金を受けて造るということなんですけども，仮にその補助金を諦めて歩道をちょっと狭くした場合に，こちらのほうが建設コストが大きく下がるということがあるんであれば考えてみてもいいところなのかなと思うんですけれども，こちらについてはどうでしょうか。

○議長（松田貴志君）　上村建設課長。

○建設課長（上村和也君）　試算はしておりませんが，想定でお答えさせていただきますと，まず材料費が減額となります。あわせて，星谷側の取り合い道路においては用地費が減り，用地取得費及び物件移転等補償費の減額が考えられますが，橋脚の基礎工法としては工法選択に係る条件に変更はないため，ニューマチックケーソン工法を採用することとなります。したがって，事業費の削減効果は限定的なものとなります。

一方で，２メーター50の幅員を整備する場合，まずは歩道の必要性を整理した上で，国へ説明し，了承を得る必要があります。実際には，今から変更するということはかなり難しく，今後国費確保にもデメリットになると考えます。また，今とは違うメニューでの申請が必要になると思いますので，そういう考え方になります。

以上です。

○議長（松田貴志君）　内谷議員。

○１番（内谷安宏君）　幅を狭くしたら，その分の材料費とその前後の用地の分は安くなるかなというところだけれども，その国費の補助が受けれなくなるかもしれないっていうところで比較すると，このまま進めたほうがメリットがあるという考えでよろしいですか。

○議長（松田貴志君）　上村建設課長。

○建設課長（上村和也君）　そのような考え方で事業を進めております。

○議長（松田貴志君）　内谷議員。

○１番（内谷安宏君）　結局のところ，勝浦町として費用がいかに抑えれるかっていうのも重要かと思いますし，通行量に対してちょっと広いかなと思いますけど，安全であることは間違いないのかなと思いますので，この3.5メートルについては納得しようかなと思います。

　では，次の質問に入ります。

　阿波かつうら情報アプリの利用状況というところで，令和８年３月でこの阿波かつうら情報アプリ利用開始から２年半が経過いたしました。利用の状況の確認と今後の使い方についても確認したいと思います。

　令和６年のひな会議で質問した際に，このアプリの登録者人数の目標1,350人と聞いております。現在の登録の人数は何人になったでしょうか。総務防災課長，よろしくお願いいたします。

○議長（松田貴志君）　中瀬総務防災課長。

○総務防災課長（中瀬弘晴君）　おはようございます。

　アプリの登録人数についてのご質問であったかと思います。

　令和８年２月28日現在でございますが，967となっており，内訳といたしましてはＬＩＮＥ203，アプリ750，メール14となっております。

　以上でございます。

○議長（松田貴志君）　内谷議員。

○１番（内谷安宏君）　資料の右下に私が一般質問で確認を２回してまして，その都度の登録者数を示していますけれども，令和７年３月のときに全体で913名，１年たって先ほど967名でしたか，お答えいただきましたが，やっぱりなかなかそこから増えていってない，１年たっても50名ぐらいしか伸びがないというところです。

　このアプリを導入したときは，各地の区会などに担当の方が説明しに来ていただきまして，インストールを進めていただいたんですけれども，最近そういう活動があまり見られないように思っております。このインストールしてくださいねっていう勧誘活動というのは継続されているんでしょうか。よろしくお願いします。

○議長（松田貴志君）　中瀬総務防災課長。

○総務防災課長（中瀬弘晴君）　勧誘活動についてのご質問であったかと思います。

こちらのほうは，昨年のひな会議においてもお話をさせていただきました防犯灯等の現場確認に合わせて各戸への配布を行っているというところでお答えをさせていただいたところでございます。

令和７年度におきましても，会計年度任用職員が業務の合間に各戸を回ってアプリのチラシを配布をさせていただいているというところでございます。

以上でございます。

○議長（松田貴志君）　内谷議員。

○１番（内谷安宏君）　継続してインストールの勧誘活動というのをしていただいているというところなんですけれども，この増加を見てあまり伸びてないのであれば，何かしら違う策を講じていかないとなかなかインストールしてくれないと思いますので，また職員で相談して，こういうことをしたら増えるんじゃないかっていうのを取り組んでいっていただけたらと思います。

登録人数1,000人弱ぐらいいるんですけれども，地区によって登録の偏りっていうのがないかなというのを確認したいと思います。

登録するときに居住地区か，ちょっと名前は忘れましたけど，地区を選ぶようになってましたので，各地区のその人口比率と同じような形でちゃんとインストールされている方が分布されているのかというのはどうでしょうか。

○議長（松田貴志君）　中瀬総務防災課長。

○総務防災課長（中瀬弘晴君）　システム上，１人で複数の地区を登録することができるため，議員ご質問の意図に十分お答えできるか分かりませんが，ご容赦いただけたらと思います。

１月末時点の人口と単純比較いたしますと，どの地区とも人口に対して少なくとも３割以上の登録となっているような状況でございます。

以上でございます。

○議長（松田貴志君）　内谷議員。

○１番（内谷安宏君）　どの地区も３割以上はというとこなんですけれども，例えば突出して多い地区があったり，それに比べて低い地区があるんであれば，まず低い地区のところに集中して勧誘活動へ行くと効率よく上がってくるのかなと思うんですけれども，そういったところは分かりますでしょうか。

○議長（松田貴志君）　中瀬総務防災課長。

○総務防災課長（中瀬弘晴君）　明らかに少ないようなところの地区に対しては，そういったことも可能ではないかなと思っておりますが，先ほどお答えさせていただきましたが，１人で複数地区登録できるため，単純には比較は難しいのかなというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（松田貴志君）　内谷議員。

○１番（内谷安宏君）　とはいえ傾向はつかめると思いますので，そういった勧誘活動を行っていただいてもいいのかなと思います。私，その集計を邪魔している１人ですけれども，全てにチェックを入れております。

○議長（松田貴志君）　全部入れとったらいける。

○１番（内谷安宏君）　何かしら，せっかく取れてるデータですので，インストールが増える活動に生かしていただけたらと思います。

次へ行きます。

配信内容の選定というところで，これも令和６年のひな会議のときに同じ質問したんですけれども，ホームページの配信に向いている内容，アプリでの配信に向いてる内容を選んで発信しているということだったんですけども，ただアプリの入ってくる情報を見ていると，アプリで配信したほうがいいんじゃないのかなっていう内容も飛んでこないときがあります。

幾つか事例を挙げますので，配信しなかった理由っていうものを聞かせていただきたいと思います。

まず１つ目，第６次総合計画後期計画のパブリックコメントの募集が令和７年12月８日から12月26日に行われておりました。ホームページにはアップされていたんですけども，なかなかそこを見に行かないと知れることがないのかなと思ってました。やっぱりこういうのを，せっかくプッシュ型のアプリですので，こういうのをやりますのでご意見くださいねとしたほうがよかったのかなと思っております。

全部一緒に行きます。

次に男女共同参画講演会，２月21日に改善センターで行われたと思うんですけれども，これも放送では聞いたように思うんですけれども，こういうのもアプリで通知し

てもいいのかなと思います。

次に人権講演会，これ２月14日，これも改善センターかと思いますが，こちらもアプリでの来てくださいねっていう通知はなかったかに思います。

４つ目が，恐竜通信の発行のお知らせ，協力隊の恐竜担当の方がずっとＡ４，１枚のチラシをつくってくれて，内容も結構しっかり充実したものであるかなと思うんですけれども，これもなかなか通知してあげないと，せっかくつくったものが見てもらえないのはもったいないなと思っております。今はインスタで発信されているように思うんですけれども，せっかくあるアプリですので，こちらでも通知をしてもいい内容なのかなと思っております。

以上の４件に関して，各課から理由を聞かせていただきたいと思います。

○議長（松田貴志君）　寺尾企画交流課長。

○企画交流課長（寺尾由美君）　パブリックコメントのアプリでの配信についてのご質問です。

第６次総合計画の後期計画につきまして，パブリックコメントにつきましてはホームページのみで配信を行いましたが，アプリでの発信について検討のほうができておらず，失念しておりました。

本来，議員のおっしゃるとおりパブリックコメントのように広く意見を求める場合は，アプリからホームページへ誘導をするなどの発信の工夫が必要であったかと反省しております。申し訳ございませんでした。

以上です。

○議長（松田貴志君）　海川住民課長。

○住民課長（海川みゆき君）　男女共同参画講演会についてのご質問でございます。

こちらにつきましては，広報，ホームページでの掲載，広報へのチラシ折り込み，ポスター掲示により周知のほうを行ってまいりましたが，アプリの配信につきましては失念しておりました。

今後は，多くの方に知っていただき，ご来場いただけるよう，アプリでも配信していくように努めてまいります。

○議長（松田貴志君）　石木教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（石木正昭君）　教育委員会から人権講演会，まず答弁させて

もらいますが，ちょっと私の認識では町内放送を行うものについては情報アプリの発信というところで認識しております。

そうした中で，今回開催準備等，広報とかでは当然周知しておりますが，開催準備等でちょっとこちら配信のほうの認識が落ちてたというところで，ちょっと私の確認不足というところでおわびを申し上げます。

また，恐竜通信のほうでございます。こちらのほうはホームページにも掲載しておりますが，ちょっとなかなかこちらの掲載も十分できておりません。こちらもちょっと反省点でございます。

今回の議員からいただきました提言，また令和８年度当初予算で恐竜のサイトのほうの関係予算をちょっとお願いしております。そういったところも含めまして，今後も情報発信の強化に努めていきたいというところで，おわびかたがた答弁とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（松田貴志君）　内谷議員。

○１番（内谷安宏君）　皆さん，なかなか失念されていたということで，こうやって振り返ってみたら発信したほうがよかったなと思っていただけるんであれば，今後事業に取り組むときに，このアプリでの配信までを先に考えといて取り組んでいただけたらと思います。

あと，最後の恐竜通信のところ，確かにホームページで見てみますと12号までは載ってるんですけど，そこからが全然，大分前から更新がされてないというのも確認していますので，今多分30ぐらいまで出てんのかな，もっと出てんのかな。なので，せっかくつくっていただいているもんですので，掲載のほうよろしくお願いしたいと思います。

次に，住民が気にしているような事業っていうのはアプリで配信してもいいのかなと思います。２月議会で議会を通った商品券とごみ袋配付の情報です。いつ頃配布されるのかというのを配信してもよいのではっていうところで，１週間前ぐらいか，配信していただきましたけれども，この一般質問の打合せを課長たちとしたときに，話をして考えてくれて前向きに取り組んでくれたのかなと思うんですけれども，こういう後からになったんですけれども，議会を通ったらそのときに配信してもよかったか

のかなと思うんですけども，これはどうでしょうか。企画交流課長，お願いします。

○議長（松田貴志君）　寺尾企画交流課長。

○企画交流課長（寺尾由美君）　周知の仕方につきましては，広報で行う時期とか内容についての検討を行っておりましたが，議決後すぐについての配信については，やはり検討ができておりませんでした。

先ほどもご紹介いただいたように，先週，事業概要と発送予定等について発信を行って，４月広報におきましては重点支援交付金で行う全町民向けの支援内容をまとめて掲載するように準備中でございます。

以上です。

○議長（松田貴志君）　海川住民課長。

○住民課長（海川みゆき君）　今回の事業につきましては，企画交流課の商品券とごみ袋のクーポンを併せて発送することから，周知の仕方につきましては，広報で行う時期や内容につきまして，企画交流課と協議し進めておりましたが，議決後すぐの配信については検討ができておりませんでした。

今後は，住民への周知が必要なものにつきまして，早めの配信について努めてまいりたいと思っております。

○議長（松田貴志君）　内谷議員。

○１番（内谷安宏君）　よろしくお願いします。

こういった事業，注目されている事業はやっぱり新聞の記事にも載ります。せっかくこちらから配信できる，通知できるアプリがあるんであれば，概要だけでも届けてあげるとこのアプリの価値というのも上がってくるのかなと思っていますので，よろしくお願いいたします。

次です。この２年半利用して改善点が見えてきているのかなと思っております。使っている職員の方だったり受ける側からのこういうふうに改善してほしいっていう声は上がってきてるのかなとも思うんですけれども，今後の利用方法やアプリ機能の改修の予定というのはありますでしょうか。総務防災課長，よろしくお願いします。

○議長（松田貴志君）　中瀬総務防災課長。

○総務防災課長（中瀬弘晴君）　現時点におきましては，具体的なアプリの機能の改修，そういったところはないというところでございます。アプリの機能の，まずは改

修というところよりも，議員ご質問のあったように配信内容をまずは充実させることが改善点ではないのかなというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（松田貴志君）　内谷議員。

○１番（内谷安宏君）　配信内容，何でも送ったらいいってもんではないと思いますけども，使ってきて，この情報を流したらよかったなっていうものもあったかと思いますので，そういったことから取り組んでいただきたいと思います。

こちらも何日か前にアプリの使い方についてのアンケートっていうのを配信してくれていました。多分，使って受ける側，町民側からの意見が集まってくると思いますので，それを参考にして，効果的なものは取り入れていただきたいと思います。

改修の部分にも関わってくるんですけども，配信のジャンルが９つあって，それプラスその他というもので構成されております。ちょっと多岐にわたる情報ですので，欲してる内容以外のものが結構受信されている方も多いのかなと思います。

今ある９つとその他っていうのはそのままで，その下に小分類として細分化してもいいのかなと思ってます。

例えばなんですけど，小・中学校の情報の下に連絡事項とかイベント，給食，その他とかに分けると，例えば情報は欲しいけど給食だよりは要らないよっていう人は，給食のところを外しておけば欲しい情報がもうちょっとフィルターがかかって届くようになるかと思うんですけれども，こういったことはできますでしょうか。総務防災課長，お願いします。

○議長（松田貴志君）　中瀬総務防災課長。

○総務防災課長（中瀬弘晴君）　導入の際，各課の職員を集めたプロジェクトチームで配信ジャンルの構成等について検討をし，各課の意見を踏まえて配信ジャンルについては決定をさせていただいております。

そういったことから，システム導入の担当，総務防災課だけではなく関係者の要望等を踏まえ，各課等がお考えいただいた上で，細分化要望がございましたら意見を尊重するなどして細分化するのもよいのではないかというふうには考えております。

また，議員お話のありましたアンケートを実施をしております。そういったアンケート結果も踏まえながら検討してまいりたいというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（松田貴志君）　内谷議員。

○１番（内谷安宏君）　ぜひとも検討をよろしくお願いいたします。

そのジャンルの編集なんですけれども，職員で編集できるのか，もしくは制作アプリをつくっている会社にお願いしなきゃできないのか，そうなるとまた費用がかかってくるなと思うんですけれども，これについてはどうでしょうか。

○議長（松田貴志君）　中瀬総務防災課長。

○総務防災課長（中瀬弘晴君）　一部サービス事業者での作業が発生する可能性がございますが，おおむね区分の編集につきましては職員で対応が可能というふうにお聞きをしております。費用に関しましては，サービス料金の保守部分に含まれており，追加の費用は発生しないというふうにはお伺いをしておるところでございます。

以上でございます。

○議長（松田貴志君）　内谷議員。

○１番（内谷安宏君）　であれば，その辺ばんばん頻繁に変えるものではないかと思うんですけれどもみんなで話し合って，いい状態に編集をしていただけたらなと思いますので，よろしくお願いいたします。

最後になるんですけども，このアプリ開発に460万円，年間200万円，予算でいったら二百三，四十万円書かれていたと思います。かけて運用しているアプリです。プッシュ型情報配信アプリというものをもっと積極的に利用する姿勢を示してほしいと思っているんですけれども，現状を町長はどのように捉えられているか，お答えいただきたいと思います。

○議長（松田貴志君）　野上町長。

○町長（野上武典君）　このアプリの導入というか，もう導入はしとんで，利用方法と。

有効的に活用すれば非常にいいと思いますし，今まで勝浦町，あまり情報発信が得意なほうではなく，このアプリを使って，ちょっと情報の幅も増えたかなというふうには思います。

ただ，議員おっしゃるように，もっともっと活用の仕方があるんではないかと。私も思うに，このアプリでするのは速報というか，新聞で言えば号外みたいなもので，

こういうことが決まったよっていうのをすぐに流して，詳しくはホームページを見てね，広報を見てくださいっていうような情報の提供の仕方でいいのでないかというふうに思います。

例えば，林野火災の注意報が出た，警報が出たっていうようなことをすぐに流せば，住民の方も気づいていただいたら，火を取り扱うことをやめていただけるというようなことも出てくるんじゃないかというふうに思います。

使える幅を広くしていくっていうのは必要じゃないかと思いますし，大きいいっぱいの情報っていうのはホームページ，また広報とかそういったものに任せて，アプリはすぐに決まったことをスピード感を持って提供していくというような活用の仕方っていうのを心がけていけば，いい情報のツールになるかというふうに思いますので，今後ともまたご提言をお願いできたらと思います。

以上でございます。

○議長（松田貴志君）　内谷議員。

○１番（内谷安宏君）　町長のおっしゃること，私も思っております。

このアプリの有効なところっていうのは，町内放送ではできない，例えば画像を送って届けるだったり，手元の端末で情報を見返せるっていうところもあるかと思います。なので，そういうことを気にしながらこのアプリの有効性というのを伸ばしていっていただきたいなと思います。

僕，いいなと思ったのが，先日，１週間前ぐらいですか，迷い犬の情報が送られてきて，その犬の写真とか首輪の特徴というのが送られてきた。これ飼い主本人じゃなくても近所の人がこの犬のことを知ってたら，その飼い主の人に知らせてあげるっていうことができるのかなと思って，こういう情報発信に使えるのはいいなと，ちょっと感じたところです。

まだまだこれから育てていけるアプリと思いますので，みんなで意見を出しながらつくり上げていっていただけたらと思いますので，よろしくお願いいたします。

以上で内谷からの一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（松田貴志君）　以上で１番内谷安宏議員の一般質問は終了いたしました。

議事の都合により，休憩とします。

午前10時27分　休憩

午前10時40分　再開

○議長（松田貴志君）　休憩前に引き続いて会議を開きます。

３番長尾隆資議員の一般質問を許可します。

長尾議員。

○３番（長尾隆資君）　それでは，議長の許可をいただきましたので，３番議員長尾隆資より令和８年ひな会議一般質問を，通告書に基づき５つの質問をさせていただきます。

まず，野上町長におかれましては，本年１月13日告示の町長選挙に３期目の当選おめでとうございます。心より応援させていただきます。大型事業の星谷橋架け替え事業，また道の駅周辺公園整備計画がよどみなく進みますことへの協力も惜しみなく支援させていただきたいと思います。

そこで，３期目の主張について，お尋ねと質問をさせていただきます。

町長の公約となり得る１月14日付の徳島新聞の記事の主張に，児童の生徒の皆さんが挑戦できる教育環境とあります。そして，農業支援など次世代の人材と組織づくりを共に充実して育てると表明していただき，次の代，またそして次の代へと流れを変えて，勝浦町が永代続く方向性をつくってくれることを，町民の皆様も明るい安心感となりますので，よろしくお願いいたします。

ただ，しかし思いだけの目標では実りがございません。現在の学校教育，農業支援等の具体策がございましたらお聞かせいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（松田貴志君）　野上町長。

○町長（野上武典君）　３期目について，議員から温かいご声援のお言葉ありがとうございます。

３期目に入るに当たり，この４年間で何がなし得るかということでございますが，今勝浦町は人口減少等によって非常にいろんなところで弊害っていうか出てきております。特に，学校の児童・生徒におかれましては，非常に少なくなってきている。また，これからますます少なくなってくるんじゃなかろうかというふうに思います。

少人数でのそれぞれ学校の学びやクラスというふうな状況になろうかと思うんですが，それだからこそ子供たちが自分がやりたいことに取り組める教育っていうのを目

指すべきでないかな，今後それぞれの教育が多様化してこようかと思います。その取り組めるものについて，挑戦できる機会っていうのを与えてあげていければっていうふうに考えております。

なかなか学校の教育現場と私どもとの思いっていうのを一致させるっていうことは難しいのかもしれませんが，この４年間で徐々にでもそういったことを子供たちが学べる機会っていうのを，自分がやりたいことにできる機会っていうのを取り組んでいけたらというふうに思っております。

また，情報化っていうのが非常に重要になってきております。８年度におきましては，電子黒板であるとかプロジェクターを活用した情報のための教育っていうののできる施設整備っていうのを進めたいと思っておりますし，近年の温暖化につきまして，体育の授業であったり，またクラブ活動，そういったものについて非常に暑い中で子供たちが頑張っているということで，少しでもそれが楽にできるように，体育館の空調設備，各小・中学校についてはなるべくこの私の任期の間には全部できるようにというように思って進めたいというふうに考えております。

また，農業の分野についても同じように人材が減ってきている，後継者がいない，担い手ができてこないというようなところで，まず本当は担い手っていうのが必要なんじゃないかというふうに思いますが，その担い手が取り組みやすいような農業っていうのを考えるべきではなかろうかというふうに思っております。ＡＩであるとかスマート農業，そういったものについて町として支援できるものについてはどんどんとやっていき，若い担い手がこれなら農業をと思ってもらえるような農業を進めていきたいというふうに思っております。

今，みかんの販売価格がある一定の高い水準で推移してきております。この金額，農家の経済で考えますと十分それで自分のなりわいとしてやっていけるんじゃないかというようなレベルに達してきているんじゃないかというふうに思います。

ただ，このみかん作りについても，この温暖化の中で，そのままいけるんかどうかというようなことも，なかなか県レベルでの最近取組というのが難しいっていうところがありますので，そのあたりには町も加わって関わっていきたいというふうに考えております。

いろんな方策を通じながら，多様化してくるこれからの農業について，みかん以外

での栽培品目っていうのも徐々に研究は進めていく必要は出てきているんじゃないかというふうにも考えておりますし，そういった面から複雑多岐にわたるようなことではございますが，町としてできる限りの取組を進めていきたいと思っておりますので，また議員におかれましてもご指導等をお願いできればと思います。

以上でございます。

○議長（松田貴志君）　長尾議員。

○３番（長尾隆資君）　ありがとうございます。

力強いリーダーシップをよろしくお願いいたしたいと思います。世界情勢も今不安定な状況であります。どのような状態であっても，まず食料，水は，これは一番大事で必要じゃないかと思います。日本の全体での食料自給率，以前にも質問というかお尋ねさせていただきましたが，38％しかないような状況です。単純に言えば100人中62人は食べられない，そんな極論ではございますが，異常事態ということであります。

本町は農業地域ではございますが，お米を買っている家庭の数値は把握はしておりませんが，かなりのおうちがお米も，農業の地域の町でありながら買われている家庭も多いと思います。

私の地区の西のほうの少しの状況ですが，星谷８組っていう一つの地域がございます。12軒のおうちでお米の栽培をしているのは，私を含めてもう一軒，合計２軒しかございません，12軒中。それともう一つ，西地区の９組のおうちも10軒あるんですが，そこの10軒中もお米を生産してるおうちは２軒でございます。ほういうようなことで，22軒おうちがあるんですが，そのうちお米栽培をしている農家っていうのはもう４軒です。っていうことは，18.1％しかお米を，家の軒数で言うたらつくってないっていうことです。

ほやから，町全体も似たような感じでないかと思います。この数値をどう捉えるかと。複雑な感じではございますが，私は食料自給率ということで捉えれば危機感が強い，そしてその平均年齢，さきに町長が若い人の担い手をっていうことを言うていただきましたが，ほの４軒している方の平均の年齢は71歳です。４人の平均ですが，もっと全体には上がるか下がるかはございますが，ちょっと少数の割合ですが，そのような状態です。お米とか農産物，食料っていうのは命の源であると思います。後継者

の育成の急務が確実に迫っていると思います。

お米ほか食料，水がないという生活実感を想像していただきたいと思うんです。平常時ですから，食べるもんはスーパーへ行ったらあるっていうような思いもあるんですが，今ちょっと外国での情勢も不安定で原油とかそれに伴う２次製品になる輸入品の危機も迫ってきております。

ということで，勝浦町は農産物の自給率100％を目指す町っていうことになれば非常にうれしいと思いますし，農業が魅力的なりわいとして若い人が取り組めるようになるために真剣勝負のときが今来とると思います。なるようになるというような言葉もありますが，この食料，農業の問題に関しては楽観的には当てはめることはちょっと気楽過ぎでないかいなと思います。もうちょっと緊張感を持ったらいいと思います。

それと，災害，非常時のときなどは３か月分の食料，水，現金のお金も必要ということも聞いたことがあります。電源が喪失すれば電子決済，カードとかが使えんので，現金で買うようになるんかなとも思われます。

そのようなことで，農業っていうんはもう以前から言うとりますが，非常に大事なこと。ただ，担い手の不足，収入の問題とかいろいろございますが，町長にリーダーシップを発揮していただいて取り組んでいただけたらと思います。

それと，もう一つの主張に行政との地域連携で災害に強い住民協働――協働とは協力して動く働くっていう協働です――のまちづくりを充実させて，地域の課題解決に向け，町政基盤を強化するということを言っていただいております。年々近づいていると思われます南海地震，一定地域に洪水をもたらす線状降水帯による大雨，それにより誘発される大規模な土砂崩れ，または山腹崩壊等々，このような大きな災害のリスクを下げていくことが町民の皆様の安心感を増し，また生命，財産を守ることになります。

３期目をスタートさせた野上町長の手腕を発揮していただき，町内外の方々に安心と安全を提供していくステージだと私ども思っております。町民の皆様からの思いと要望も強くあると思います。

そこで，主張につながると思います平石山鉱山の崩落の懸念についてお尋ねしたいと思います。

これも途中から私も知り得た情報で，国から許可を得て民間事業者が事業をしているということで，ちょっと難しい問題かなと私の個人的な思いもありますが，町内外からの安全を訴える多くの署名も集まっており，不安案件となっております。

そこで，国が許可をして安全性の問題がなく担保できているという理解はしておるんですが，毎日の災害の場合には国が責任を持って安全を保障してくれるということもないようなので，安心感を町内外の皆様に提供することができてないと思います。

そこで，３年に一度，県からの意見書に対する意見，要望を提出の時期が来ておるということで，県に安全担保を強く求め，勝浦町から下流域の皆さんにも安心をと思っております。よって，町から県，県から国へとまたつながれば非常によいことなんですが，町内外の住民の皆さんへの安心を提供するために尽力をお願いいたしたく，強い意見書の提出をお願いいたしたいと思っております。

この重要な案件に取り組む町の考えを町長にお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（松田貴志君）　野上町長。

○町長（野上武典君）　災害に強いまちづくりということで，勝浦町は比較的県内では早くから自主防災組織が全町で組織され，また防災士の資格を持たれる方もかなり増えてきているというふうに思います。その活動も，全ての地区でとは言わないんですが，多くの地区で取り組んでいる。

それから，９月の全町一斉の防災訓練につきましては，それぞれの区で思いを凝らした訓練をされているということで，そういう災害に対する思いは住民にとって強いものがあるのかなっていうふうに思っております。

ただ，これが十分とは言えないところがありますので，まだまだ町としてもいろんなところ，種類での訓練を重ねていく必要があるとは思っております。

それから，そういった思いで協働のまちづくりということで，今回公園をするときに防災を主体とした公園を，思いとしたら大震災，地震が起こったときに勝浦町にたまたま来ている町外からの人がどこへ避難するっていうときに，そういった今回の公園整備なりで役立たないか。

また，防災学習に資する公園ということでやってきておりますので，例えばちょっと昨日も業者のほうと話ししよったらいいヒントをいただいたところがあるんです

が，例えば自転車みたいなのを公園内に置いて，そこでこいだら電気が発生してスマホぐらいの電力は賄えるというような施設っちゅうか設備も置いていいんじゃないかというふうに考えたりしております。

そういった意味で，これからいろんな意味で防災に取り組まないかんのですが，平石山のことに関しましては，個々具体的な案件ですので，そういった思いで今回新聞記事の思いではなかったかというふうに思います。

ただ，県に対して許可申請するに当たって町に意見書が求められてきているということで，この間，くらし育み常任委員会で議員の皆様にはご確認いただいて，もう既にこれで提出はさせていただきましたが，そういったところで町としてはなかなか国が決定する事業，そして県が決定する特定の事業ということで，町としての意見は精いっぱいの意見ということで出させていただいたと思っておりますので，ご了解をいただければというふうに思います。

今回の答弁につきましては，満足にいくようなものではないかもしれませんが，町としての対応としてはこういうことで進めていきたいと思っておりますので，ご理解をいただければと思います。

以上でございます。

○議長（松田貴志君）　長尾議員。

○３番（長尾隆資君）　ありがとうございます。

懸念のある不安を改善するのも行政の役割でないかと思っております。安全な町勝浦町，そして安心して住める町，ほかの市町村への方々にも魅力があって移住して住んでみたいなと思ってもらえるような勝浦町へと，力強い発信をお願いいたしたいと思います。

それでは，次へ参ります。

次，教育委員会に再度のお尋ねをいたします。

昨年の７月会議，そしてみかん会議で質問させていただいた小・中学校体育館へのエアコン設置のその後，現況，進捗についてお尋ねいたします。

先ほど町長が，この任期の間には小・中学校をっていう力強い言葉もいただきました。そこでのお尋ねになりますが，あと３か月もしよったら空調設備が必要になってくる季節がまいります。前回の質問でいろいろとクリアすることがあるということは

聞いております。それで，今現在の予算立てから始まり，完成までのハードルを幾つ乗り越えられているか，また国，県の補助金に間に合わなかったとかならないように，自分事と捉えていただき，現況をお伺いいたします。また，いつ頃の完成を予定しておりますか，お聞きしたいと思います。

令和８年度の当初予算を拝見した折に，中学校体育館のみに設計の予算が計上されておりますが，小学生児童のほうが体力的にも余裕がないと思いますし，そのことについての考慮というか配慮はされたのでしょうか，決定の経緯をお尋ねいたします。

そして，その後に小学校に設置する計画案などは進めておるのでしょうか。まず，小学校は生比奈，横瀬，２校ありますので，１校ずつするっていうような偏りがないように，同時でなければまた問題点も発生すると思います。時間をかけたが頓挫したとかというようなことにならないように，現在の決定事項に伴う経緯と優先順位も併せてお願いいたしたいと思います。

夏場の猛暑に力点を置いてエアコンの設置をお願いしておりますが，先週金曜日に生比奈小学校の卒業式に伺いました。そのときの寒い体育館もちょっと厳しいもんがありました。この点について，いつまでにはと町民の皆様に伝えれる答弁をお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（松田貴志君）　石木教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（石木正昭君）　体育館のエアコン設置ということで，現段階の計画ということで答弁のほうをさせていただきます。

先ほど議員も触れられましたが，令和８年度に中学校の体育館の空調設備設置の設計業務，令和９年度に勝浦中学校体育館への空調設備の設置工事及び生比奈小学校，横瀬小学校それぞれの体育館の空調設備設置の設計業務を行います。これが令和９年度です。令和10年度に生比奈小学校体育館と横瀬小学校体育館への空調設備の設置工事を行うとともに，町民体育館，こちらのほうの空調設備の設置の設計業務を行うこととし，令和11年度に町民体育館への工事を行うというところで，こちらで完成というふうに見込んでおります。

また，先ほど中学校が先になった経過ということでご質問いただきまして，こちらのほうを答弁とさせていただきますが，やはり中学校優先ということの原因の大きな一つが部活動，こちらの優先というところで設置を決めております。小学校のほう

は，当然心配ということになりますが，ちょっと小学校のほうに確認しましたら，夏場暑いときは暑さ対策としてプール学習の実施や対応，活動の。暑さ対策の対応をしっかり取るというところで，当面はそれで対応していくというところで意識合わせをしているところでございます。

なお，暑さ対策ということで，横瀬小学校のほうにつきましては当初予算をお願いしておりますが，気化冷風機購入ということでお願いをしておりますので，こちらのほう，またご理解をいただければと思っております。

以上でございます。

○議長（松田貴志君）　長尾議員。

○３番（長尾隆資君）　ありがとうございます。

年度も計画が進んで，そのようにまた伝えていきたいと思います。よろしくお願いします。

それともう一点，関連ですが，災害級ともなるかもしれない夏の暑さに対応し，体育館は，先ほど言われましたように部活とか体育の授業，体を動かす授業で日々の活動にも早く安心して打ち込める環境を整えていただきたいし，また災害とか非常時のときには避難所とも考えられます。それで，空調設備は絶対必要で，年度も完成を今お聞きしたんで，安心することはできましたが，事業をスムーズに進めていくために，スピード感を早める縦横のつながりを可能な範囲で連携していただいて，得意分野を協業していただいて，関連のある各課の協調で，よい仕事をより早く手がけていただくようなチームワークっていうのはありますか。この点もちょっと聞かせてください。お願いします。

○議長（松田貴志君）　石木教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（石木正昭君）　例えばといいますか，令和８年度，仮に議決いただいて設計業務を進めるということになりましたら，金額的には業者選定，入札になることがちょっと想定されます。こちら入札の手続につきましては，多くの経験を持っております建設課や，また今議員おっしゃったように，体育館は軒並み避難所に指定されております。避難所の担当課となります総務防災課，そういったところとの情報共有が必要となってこようかと思っております。役場内の関係課と必要に応じて連携をしながら，できるだけ早く，しかも今議員さんおっしゃったようによい仕事

ができるように取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（松田貴志君）　長尾議員。

○３番（長尾隆資君）　よろしくお願いいたしたいと思います。

それと，町民の皆さん，保護者の方からは，空調の設備は非常に強い要望があります。時間はかかると思うんですが，なるだけ早い設置をお願いしたいと思いますし，よい環境が整えば運動の能力も伸びたり，先ほど申しましたが，万一の避難所とかになった場合には，体調不良の予防であるとか，小さな子供さん，乳幼児の方から年齢の高い人の生命を脅かすような防止にもなります。何としても早期準備，早期着工でスムーズな早い設置をお願いいたしたいと思います。

それでは，続いてまた同じく教育委員会にお尋ね，質問になりますが，２つの小学校が本町にはございます。それで，町長も言われておりましたように，人口の減少に伴って当然児童数の減少にもなってきます。そこで，学校の統廃合，再編の危機を心配しております。

昨年，以前までの出生数で生比奈，横瀬の両校の学級を維持する人数は分かると思います。また，転出や転入で流動的な部分もありますが，本町小学校の問題意識と危機感を両輪に持ち，取り組む力点を置く時期が来てるんでないかと思います。

そこで，現在考えられていると思いますが，本町の実情，課題と解決策，ほか複合的な取組のお尋ねをしたいと思います。

体育館のエアコン設置の問題と同じく，登校，下校時に休憩所が各地区に必要になるんやというようなことになったりとか，また通学とか支援のバスの経費の発生，ほか何よりも体力の小さな低学年の児童の登下校の徒歩が再編して前より歩く距離が長なったなとかっていうことになれば，安全面の問題とか健康の問題も大きくなってくると思います。

それと，これは教育委員会とは問題が別なんですが，現在２歳の保育園児が２つの保育園で数名しかいない状態なのですが，住宅地の確保が困難で，２名が町外に転出する予定があるんやということを聞いております。これも非常にもったいない話で，教育委員会とは別の事案ですが，徳島市の飯谷小学校は大分以前に，また最近の新聞では，徳島新聞の記事には小松島の櫛渕小学校，阿南市の椿泊小学校が廃校するとい

うようなことも記事で読んでおります。

本町においても，不安感というより危機感も感じております。そこで，５つの項目をお尋ねいたしたいと思いますが，令和７年度までの出生数で本町の小学校児童となる人数は把握しておりますか，お願いします。

○議長（松田貴志君）　石木教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（石木正昭君）　ちょっと古いんですが，昨年９月のデータということでちょっとご理解をいただきたいと思います。

現在の児童数でございますが，生比奈小学校が105人，横瀬小学校が80人となっております。

今後の推移予想でございます。生比奈小学校につきましては，令和８年度が96人，令和９年度が95人，令和10年度が89人，令和11年度が85人，令和12年度が85人，令和13年度が67人となっております。

横瀬小学校につきましては，令和８年度が70人，令和９年度が69人，令和10年度が66人，令和11年度が50人，令和12年度が41人，令和13年度が31人となっております。

以上でございます。

○議長（松田貴志君）　長尾議員。

○３番（長尾隆資君）　やっぱり少しずつは減っていってるかなと思います。

ずっと以前には，横瀬小学校の立川分校もありました。そして，平成３年頃であったか，坂本小学校も再編の流れになりましたが，そこで坂本小学校が廃校したときの人数は何人になったんで廃校になったんでしょうか。

○議長（松田貴志君）　石木教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（石木正昭君）　ちょっと人数が何人になったからっていうあれではなさそうな感じです。実は，これは私も町史のほうでちょっと確認をさせていただきました。

坂本小学校でございますが，平成11年３月の閉校ということで，平成10年度，こちら年度でいいましたら平成11年度が閉校となります。その当時となります平成10年度の児童数でございますが，39人ということで確認をしております。

以上でございます。

○議長（松田貴志君）　長尾議員。

○３番（長尾隆資君）　ありがとうございます。

39人で，はい。それで，また統合，廃校とかになった場合には，どのような組織というかで協議をしていくようになるんでしょうか。

○議長（松田貴志君）　石木教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（石木正昭君）　今ちょっと議員おっしゃるように，坂本の例えばときも参考にもちろんなるかと思います。基本的にちょっと考えてますのは，やはり地域やＰＴＡの皆様等，学校関係者のご意見，こういったところの場をつくることは必要と考えております。

本町の場合，学校運営協議会ということで，ちょっと学校に携わっていただいています地域の方，こういった方で構成いただいております会議もありますので，そういったところの会議っていうものも検討の視野には入れてるところでございます。

以上でございます。

○議長（松田貴志君）　長尾議員。

○３番（長尾隆資君）　分かりました。

そしたら，統廃合か継続かっていうような判断をする基準は，何か明確に人数がどうとか，どれから何か，そういう基準はどういうことなんでしょうか。

○議長（松田貴志君）　大久保教育長。

○教育長（大久保康雄君）　小学校の統廃合についてのお尋ねかと思います。

先ほど局長のほうから説明がありましたように，児童数の変異でいいますと，はっきり言って11年度辺りから複式学級，国の定数，人数からもう正式の形でいいますと，11年度辺りから複式学級が入って，12年度辺りにはもう複式学級が２つ，13年だと３つ全部複式になるかなというような，これも今の予想でしかないんですけども，ということで，複式学級が１クラスの場合は複式解消加配ということで県のほうから１名もらったり，または教頭が担任に入って，あと町費のほうで１名教員を補充していただくというような形も取れますので，複式はそのあたりは解消できるんですけども，複式学級が２つになりますと，このあたりはどうしても複式が解消はできなくなる方向ではあります。

ただ，複式が悪いというわけではありませんので，そのあたりも考えて来年度，８年度中にはやっぱりある程度の方向性を出すような形をしていきたいなとは考えてお

ります。

以上です。

○議長（松田貴志君）　長尾議員。

○３番（長尾隆資君）　分かりました。ありがとうございます。

人数も，令和13年度までが何人っていうんも把握できております。初期，中期の計画は立てやすいと思いますが，再編するとなったら人口問題とか通学の手段，厳しい取組になるかと思います。低学年の児童には，特に夏場の通勤の距離など，通学の途上にクーリングシェルターが必要なというような暑さにもなってきても，それを設置するっていうことも現実的には考えにくいと想像いたします。

改めて，また現在の状況を維持できるように努めていただきますよう，危機意識を持ってよろしくお願いいたしたいと思います。

それと，もう一件，また同じく教育委員会に質問させていただきます。

星谷運動公園の中央の北側，堤防道路下にあります仮設トイレについてお尋ねいたします。

現在，故障中ということで使用できないと貼り紙がしてあります。先月１日にもスポーツ少年団マラソン大会がありまして，町内外より選手とか保護者の方がたくさんおいでていまして，トイレを使用する人も多く，女性，保護者の方がトイレに向かわれておりましたが，貼り紙を見て星谷橋の北詰，離れたらトイレはあるんですが，ちょっと長い距離まで行かれておりました。また，男性用のトイレも併設で一緒になってるんですが，扉もなくて仕切り板もないので，抵抗があるなという感じがいたしました。

それで，対策が必要だなと感じましたので，お尋ねいたします。

仮設トイレの修繕とか，または撤去の考えはどうでしょうか。ただ，仮設トイレ西側に隣接のスポーツ用具を入れる倉庫とつながっておったりしますので，そのような方向性をお尋ねしたいと思います。お願いします。

○議長（松田貴志君）　石木教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（石木正昭君）　星谷運動公園の仮設トイレのご質問でございますが，仮設トイレにつきましては，これまでも修繕を重ねて対応してきております。本体自体ちょっと老朽化も著しいため，今後の方針の検討が必要であると考えて

おります。

今，ちょっとご指摘ありました故障の件ですが，水道の管の故障ということで，ちょっと先日業者のほうには修繕を依頼したところでございます。そういった経過もあるのですが，先ほども触れましたが，ちょっと本体自体が大分老朽化しております。ただ，撤去となりますとやはりちょっと距離があるというところで，公園の利用者の皆様にはご不便をおかけすることとなりますので，そういった点も含めまして，今後費用面，また利便性，そういったところも十分考えての検討が必要であると思っております。

以上でございます。

○議長（松田貴志君）　長尾議員。

○３番（長尾隆資君）　お願いいたします。

願わくば修繕をして，遠いとこへ行くよりも近くで気持ちよく使用できることが望ましいです。

そんな中，またスポーツとか文化のイベントなどのときに導入予定のトイレカーの，それともう一つ，浄水器付の給水車の貸出しとかはどうでしょうか。この点は，総務防災課の所管でございますが，併せて可能かどうか聞かせていただきたいと思いますが，昨日町長のＳＮＳでトイレカーが新しく来たっていう，町の役場の前に並んどう写真を見て，イベントにも貸し出すって書いとったんで，そういうふうになるんかなと思っておりますが，なおこの点よろしくお願いいたします。

○議長（松田貴志君）　石木教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（石木正昭君）　私も昨日ちょっと見させてもらいまして確認をしておりますが，まず今議員さんおっしゃったように，トイレカー，総務防災課の所管となりますが，こちらのほうから制定をしております要綱，ちょっと私の手元にいただいております。

この中で，貸出しの対象でございますが，スポーツ，文化，イベント活動などの公益活動を行う非営利団体が貸出しの対象ということにまずなっております。また，返却時に，借受けを受けた方にし尿の処理及び清掃，また使用した相当分の燃料の補給など，要綱に沿った貸出しということになろうかと思っております。仮に貸出しというところになれば，こういった点について，借受けを受ける方へのご理解，こういっ

たとこが必要となってきます。

先ほど申し上げましたように，仮設トイレ自体の老朽化が著しいため，今後トイレカーの貸出し，こういったとこも検討になると思います。ちょっと背景にそういったところもありますが，利用者の方のご理解もいただきながら，そういった運用，貸出しによる，そういったところで支障がないようでしたら，やがてはもしかしたら撤去，あるいはトイレの数を減らしての設備更新，こういったところも検討に入ってくるものと考えております。

以上でございます。

○議長（松田貴志君）　長尾議員。

○３番（長尾隆資君）　よろしくお願いします。トイレカー，実物はまだ見ておりませんが，また見せていただきたいと思います。

いろんな行事には，町内外よりも多くの人が集まってきます。飲物とかは持参してきてくれてますが，トイレは公共の施設を借りるっていうんが通例でないかと思います。今の仮設のトイレでは公園内の美観も損ないますし，使用できないっていうことであれば意味をなさんと，修理の依頼してくれとうということで，その点は改善するんかなと思いますが，新しいトイレカーとか給水車の貸出しっていうん，できるということで，要件は決まりはありますが，できるということで安心もしました。

そんなことがかなえば，防災意識など町の取組が住民への処遇のよさ，安心感と清潔感のＰＲにもつながっていくと思います。ぜひ，前に取組が進んでいきますよう，よろしくお願いいたします。給水車も先週金曜日に拝見しました。本町の安心感が増したなっていう感じができましたので，またトイレカーも拝見させてもらいたいと思います。よろしくお願いします。

それでは，最後の質問を建設課にお願いいたしたいと思います。

また，地元のことばかり言うようで心苦しいんですが，昨年は星谷橋北詰の安全対策でお世話になりました。また，その上でのお願いなんですが，星谷橋北詰から北進した県道と町道が交差する，星谷では唯一大きい四辻の交差点がございます。そこに事故防止のカーブミラーの設置と減速するマーク，星谷橋北詰と同じくのものを標示をお願いできないかということでございます。

もう３年ぐらい前に指摘する今の四辻交差点より東側の県道は２車線になり，通行

が非常にしやすくなりました。そのために西から東へ，東から西へと走行するスピードが増して，旧来からある南北の町道からの出入りするのに停止線はあるんですが，北側から南側，これ何か写真でもしとったらよかったんですが，言葉だけになるんで，ほの土地カンが分かる人はまた思っていただけたらと思うんですけど，北から南に進入する場合に，右側，西から来る車の見通しが悪くて，西から東へ２車線で拡幅ができとるんで，スピードが乗ってきようわけです。それで，事故につながるかなということで，ほの四つ角交差点の，北へ向いとった場合の四つ角に，左側にカーブミラーの設置はあるんですが，東から来る車を確認するためのカーブであって，北から南へ出るところにはカーブミラーがありません。現在のカーブミラーがついとうポールを利用して北から南へ県道へ出るところにカーブミラーの設置ができませんかというお尋ねになります。どうでしょうか，よろしくお願いします。

○議長（松田貴志君）　上村建設課長。

○建設課長（上村和也君）　星谷橋から北詰の交差点ですが，カーブミラーの設置については，条件が合えば施工，設置は可能であります。また，減速マークは星谷橋北詰の現在路面に標示してある内容と同等のものであれば，町道については施工が可能であります。

現地の確認を行いました。確かに北側から交差点に向かって西の方向，県道の通行車両の確認はできる位置だと感じました。しかし，カーブミラーはあくまで補助施設です。道路の交通規制であります停止線，止まれの表示がある交差点になるため，まずは一旦停止をして，左右確認を目視で行ってください。減速マークについても，止まれの手前に施工できたとしても，重ねての注意喚起になります。交通ルールを守り，安全運転でゆとりのある運転をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（松田貴志君）　長尾議員。

○３番（長尾隆資君）　早速，確認していただいたということで，ありがとうございます。令和12年度末に完成する新しい星谷橋が取りつくとこの場所でカーブミラーが設置できたとしても，５年間の使用ということではありますが，以前より星谷地区住民以外の通勤者の方からも，あそこは危ないけん安全対策をということも以前から聞いております。

それで，現実，実際ここ最近にも事故が起こっております。それで，児童・生徒，中学校の自転車通学の道路にもなっておりますので，重大な事故が起こらないための予防安全を確保していただきたいと思っております。事故，傷害，人命に関わるようなことが起これば，そのほうが大きな損害となります。このような状況のとこは町内至るところに問題点は多いと思われますが，先ほども言いました予防安全の観点において尽力をしていただきますようよろしくお願いいたします。

これをもちまして５つの質問を終えたいと思います。町民の方々からの要望ですので，よろしくお願いいたします。

以上をもちまして３番長尾隆資からの一般質問を終えさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（松田貴志君）　以上で３番長尾隆資議員の一般質問は終了いたしました。

議事の都合により，休憩とします。

午前11時33分　休憩

午後１時29分　再開

○議長（松田貴志君）　休憩前に引き続いて会議を開きます。

５番花房勝一議員の一般質問を許可します。

花房議員。

○５番（花房勝一君）　議長の許可をいただきましたので，５番議員花房勝一の令和８年ひな会議一般質問を始めさせていただきます。

今回は４点，１つ目，林野火災アラートについて，２つ目，中学校部活動地域展開について，３つ目，地籍調査後の現況課税について，４つ目，道の駅周辺公園整備計画についてを質問させていただきます。分かりやすい簡単な答弁，よろしくお願いいたします。

それでは，１つ目の質問に入ります。

まず，林野火災アラートについてということで質問させていただきます。

近年，全国各地で大きな山火事が起きており，人命や家屋など多くの被害が出ております。このようなことは，遠い地域で起こる，ニュースで見るくらいであろうと思っていたところ，徳島県においても昨年より大きな山火事が幾つか発生しており，上勝町において昨日発生したと新聞にも載っておりまして，本団つながりで聞きました

ところ，火災の原因はまだ分かっておらないということで言っておりました。

また，先月26日に町村議長会に出席させていただいたときに後藤田知事の挨拶にもありました。県内でも山火事の発生が続いており，林野火災アラートをしっかり徹底するように各議員は頑張ってほしいという話を聞きまして，また林野火災アラートというものが非常に分かりづらいという町民の声を聞いたことにより，今回質問に取り上げさせていただきます。

まず，早速ですが質問に入ります。

最近，県内での山火事の発生状況を，分かる範囲で原因も含めて説明お願いします。

○議長（松田貴志君）　中瀬総務防災課長。

○総務防災課長（中瀬弘晴君）　直近の県内での山林火災の状況を原因も含めてというご質問であったかと思います。

３月16日現在で調べておりますので，それでお答えをさせていただきたいと思います。

令和８年１月から７件発生をしております。令和８年２月17日，那賀町，原因につきましては転落した重機からの出火，令和８年２月21日，阿波市，こちらのほうは調査中でございます。令和８年２月21日ですが，神山町，野焼きによるものです。また，令和８年２月23日，三好市が野焼きによるもの，令和８年３月13日につきまして，阿南市で，こちらのほうは調査中でございます。また，令和８年３月14日，こちらのほうは２件ありまして，三好市，佐那河内，共に野焼きということでございます。

以上７件，３月16日現在でございますが，以上７件ということでございます。

以上でございます。

○議長（松田貴志君）　花房議員。

○５番（花房勝一君）　３月，７件の火災中４件が野焼きだということで，これ火災アラートが出てたかどうかというところは分かりませんが，大変山火事の原因で今野焼きが多くなっておるということがよく分かりました。

次に，昨年県におきましても林野火災アラートの運用が始まりました。また，勝浦町においても，昨年の会議におきまして火災予防条例の一部を改正する条例が制定さ

れました。これについての説明を，県と勝浦町，両方お願いいたします。

○議長（松田貴志君）　中瀬総務防災課長。

○総務防災課長（中瀬弘晴君）　まず，林野火災アラートについてでございます。

こちらのほうは，徳島県独自のアラートでございます。林野火災が発生しやすい気象状況となった場合に２段階で発表されるものでございます。第１段階は林野火災警戒アラート，第２段階におきまして林野火災特別警戒アラートになります。アラート発表のときに県民が取るべき行動を促し，林野火災を未然に防止することを目的としています。

また，本町における林野火災注意報は，林野火災の予防上，注意を要する気象状況になったときに発令するものでございます。こちらのほうは，強い制限，罰則を伴わずに林野火災予防に係る注意喚起を行うとともに，林野周辺の区域において住民等に火の使用制限の努力義務を課すものでございます。

それから，林野火災警報は，林野火災の予防上，危険な気象状況になったときに発令し，林野周辺の区域において住民等に火の使用制限を行うものでございます。

以上でございます。

○議長（松田貴志君）　花房議員。

○５番（花房勝一君）　県は，県独自ということで分かりました。

そしたら，続きまして県における林野火災アラートの発令状況を教えてください。

○議長（松田貴志君）　中瀬総務防災課長。

○総務防災課長（中瀬弘晴君）　徳島県における林野火災アラートの発表状況でございます。

徳島県の林野火災アラートの運用期間でございますが，秋季全国火災予防運動期間の開始の昨年11月９日から本年５月末日までですが，この運用が開始されてから徳島県が発表した林野火災警戒アラートは13回，また林野火災特別警戒アラートは２回となっております。

以上でございます。

○議長（松田貴志君）　花房議員。

○５番（花房勝一君）　昨年11月９日から15回発表されているということでございます。

続きまして，勝浦町においての発令状況はどうなっているか，また県は公式ＬＩＮＥで発令をされていますが，勝浦町においての周知方法はどうなっていますか。

○議長（松田貴志君）　中瀬総務防災課長。

○総務防災課長（中瀬弘晴君）　本町における林野火災，こちらのほうは注意報の発令状況ですが，３月11日から13日の３日間発令をさせていただいております。また，３月17日にも発令をしております。こちらのほうは，勝浦町のホームページ，阿波かつうら情報アプリで周知をさせていただきました。

また，林野火災警報の発令については，発令基準に達しておりませんでしたので，該当はございません。

以上でございます。

○議長（松田貴志君）　花房議員。

○５番（花房勝一君）　勝浦町においては11日から13日，あとは17日は昨日になるんですね，分かりました。

これ，２つあるということで非常にややこしい，先ほど基準を聞きましたが，県が出ているのに勝浦町が出ていないのとか，また町は出ているのに県は出ていないとかというふうなことはあり得るのかどうか，お願いいたします。

○議長（松田貴志君）　中瀬総務防災課長。

○総務防災課長（中瀬弘晴君）　まず，徳島県の林野火災警戒アラートの発表基準でございますが，乾燥注意報，最小湿度が40％で実効湿度が60％，それから強風注意報，平均風速が秒速12メートルでございます。こちらの一部の地域で，県内の一部の地域でございますが，両方の基準に該当すれば県内全域に発表されるものでございます。

それから，林野火災特別警戒アラートの発表基準でございますが，林野火災警戒アラートが３日間継続した場合となっております。勝浦町の火災予防条例で定めている林野火災注意報の発令指標でございますが，前３日の降水量が１ミリ以下かつ前30日間の降水量が30ミリ以下，２，前３日間の降水量が１ミリ以下かつ乾燥注意報が発表されているの１または２のいずれかの条件に該当する場合に発令をするものでございます。

林野火災警報の発令指標につきましては，林野火災注意報の発令指標に加え，強風

注意報が発表されている場合に発令するものでございます。

違いといたしましては，県におきましては，県内の一部の地域で該当すれば県内全域に発表をされるということでございます。本町の場合は，勝浦町のほうで町内一番近いところの降水量，気象庁で確認をするのでございますが，そちらのほうでの発令基準となっておるというところに違いがあろうかと思っております。

以上でございます。

○議長（松田貴志君）　花房議員。

○５番（花房勝一君）　県は，一部に発表されると県全域ということで，県が出ているのに勝浦町が出ないということもあるのは理解できました。

続きまして，山火事の先ほどの１問目でもありましたが，原因の多くはたき火であります。たき火，いわゆる野焼きのルールというのはどうなっておりますか。

○議長（松田貴志君）　海川住民課長。

○住民課長（海川みゆき君）　野焼きにつきましては，一部の例外を除きまして，廃棄物処理及び清掃に関する法律第16条の２の規定によりまして，原則禁止とされております。

こちらにつきましては，例外規定といたしまして廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第14条に５つの定めがございます。

その内容といたしましては，１つ目は国や地方公共団体がその施設管理のために必要とする廃棄物の焼却，例といたしましては，河川管理者が行う河川敷の草焼き等になります。２つ目といたしまして，震災や火災などの災害の予防や応急対応，復旧のために必要な廃棄物の焼却，例といたしましては，火災訓練や災害などの応急対応などになります。３つ目といたしまして，風俗，慣習上や宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却，例といたしまして，どんど焼きや不要となったしめ縄，門松などをたく行事になります。４つ目といたしまして，農業，林業または漁業を営むやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却，例といたしましては，農業者による焼畑や，稲わらや作物殻の焼却などになります。５つ目といたしまして，たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの，例といたしましては，落ち葉たきやキャンプファイアになります。

以上でございます。

○議長（松田貴志君）　花房議員。

○５番（花房勝一君）　５つの例外規定があるというのがよく分かりました。

そしたら，ほの４つ目の例外として認める規定で，農業に関しての規定に関して特化したルールを農業振興課長お願いできますか。

○議長（松田貴志君）　西濵農業振興課長。

○農業振興課長（西濵浩史君）　農業に関しての野焼きの例外規定ということでありますが，廃棄物の処理及び清掃に関する法律において，農業を営む上でやむを得ない焼却については，野焼きの例外として認められております。

しかし，何でも焼却できるわけではなく，稲わら，農作物の残渣，剪定枝，刈り取った雑草などの焼却となっております。肥料袋やマルチなどの廃プラスチック類，家庭ごみ，農機具の破片などは懲罰対象となっており，焼却することはできません。

また，実際に野焼きを行う場合には，消防への届出が義務づけられております。

なお，野焼き防止を目的として，町単補助事業におきましてウッドチッパーの購入補助を令和８年度から新しく導入することとしております。

以上です。

○議長（松田貴志君）　花房議員。

○５番（花房勝一君）　そうしますと，この林野火災アラートの発令時においては，この農業に関しての例外規定は認められますか。

○議長（松田貴志君）　中瀬総務防災課長。

○総務防災課長（中瀬弘晴君）　林野火災アラートにつきましては，県の発令でございます。こちらのほうは発令基準，発表基準がございまして，先ほど申し上げた第１段階と第２段階がございます。そちらのほうで，県のほうで取るべき行動というところで決められております。

第１段階におきましては，火気を発見した場合は直ちに消防へ通報，また禁止例外となる農業者等は消防への事前届出の徹底，それから火気の使用中はその場を離れずに使用後は完全に消化することと決められております。

それから，林野火災特別警戒アラートでございますが，こちらのほうは火気を発見した場合は直ちに消防へ通報，また屋外での火気の使用は極力控えることと記載をされております。こちらのほうを見ますと，第１段階においては，届出をしている限り

は大丈夫なのかなというふうな認識ではございます。第２段階におきましては，極力控えることとされておりますので，努力義務なのかなというふうには捉えております。

しかしながら，勝浦町火災予防条例の規定におきましては，林野火災注意報を発令した場合は，強い制限，罰則を伴わずに林野火災予防に係る注意喚起を行うとともに，林野周辺の区域において住民等に火の使用制限の努力義務を課し，また林野火災警報を発令した場合には，林野周辺の区域において住民等に火の使用の制限を行うものでございます。

以上でございます。

○議長（松田貴志君）　花房議員。

○５番（花房勝一君）　県と町においては若干ルールが違うのがすごくややこしいなと思いますが，基本的に強いほうが出ると制限がされるということで，分かりました。

あと，先ほどから何度か説明がありました。条例の中にこのような文言があって，たき火をしようとする者はあらかじめその旨を消防長に届け出なければならないとありますが，これは具体的に誰がどのような届出をするのが必要になりますか。また，役場が休日の場合はどのような対応になりますか。

○議長（松田貴志君）　中瀬総務防災課長。

○総務防災課長（中瀬弘晴君）　届出につきましては，火災と紛らわしい煙，または火災の発生するおそれのある行為を把握するための届出でございます。届出をしているからといって，たき火などの野外焼却を許可しているものではございません。

それから，役場が休日の場合の届出というところでございますが，届出があった場合に，当直員が場所，消火体制等を聞き取りをさせていただいて，必要に応じて担当課に連絡を取る体制というふうには考えております。

以上でございます。

○議長（松田貴志君）　花房議員。

○５番（花房勝一君）　休みの日も当直に報告すればということで，よく分かりました。

先ほども説明にもありましたが，町民が野焼きを発見した場合はすぐに報告をして

もらうということでございましたが，これ焼きよる人にとっては届出をしているという考えもあるんですが，そこらの考え方としてはどのような考えですか。

○議長（松田貴志君）　中瀬総務防災課長。

○総務防災課長（中瀬弘晴君）　先ほど申し上げたとおり，こちらのほう，届出をしているからといって野外焼却を許可しているものではございませんので，消防等への通報，まずは警察等への通報等があった場合には，適切に対処される可能性はあろうかと思います。

以上でございます。

○議長（松田貴志君）　花房議員。

○５番（花房勝一君）　非常に難しい説明だったと思うんですが，ルールにのっとってやりよっても，基本的には駄目です，例外規定でも駄目ですよという感覚なんかどうか，そこらグレーなところがあるのかなと思いますが，この罰則規定っていうのはどのようになっておりますか。

○議長（松田貴志君）　中瀬総務防災課長。

○総務防災課長（中瀬弘晴君）　こちらのほう，廃棄物処理法上の罰則規定は別にございますが，消防法におきましては，こちらのほうは警報でございますが，警報等が発令をしていた場合につきましては，30万円以下の罰金または拘留に処されることとなるというところでございます。

以上でございます。

○議長（松田貴志君）　花房議員。

○５番（花房勝一君）　警報が出ていた場合のみということで，ひとまずは安心しましたが，一番の大事なのは山火事を起こさないということで，町民にこの林野火災アラートや町の林野火災に関する注意報の情報，認識をしっかりしてもらい，ルールを守ってもらい，予防に努めてもらうのが一番大事と考えます。

この件についての役場としての取組をお願いいたします。

○議長（松田貴志君）　中瀬総務防災課長。

○総務防災課長（中瀬弘晴君）　県のほうでございますが，先ほど議員もおっしゃられたとおり，林野火災アラートが発表された場合には，県のホームページ，防災・安心情報，安心とくしま等で周知を行っているところでございます。

勝浦町におきましては，林野火災注意報はホームページでの周知，また林野火災警報は防災無線，ホームページ，消防車両等による広報活動で周知をさせていただきたいと考えております。アプリのほうでも周知をさせていただきます。

このたび，県内での林野火災の状況を鑑み，林野火災注意報発令時には，現在はホームページに加え防災無線での周知，消防団員にアプリを利用して周知を行っていければというふうには考えております。

また，発令指標の気象状況の確認につきましては，他市町村においては消防職員がおられるところは毎朝確認しているということでございました。本町におきましては，非常備の消防ということでございますので，毎朝総務防災課職員が気象状況を確認し，ボード等に記入をし，情報を共有させていただくようにさせていただいております。乾燥している気象状況が続いております。野焼きによる山林火災が発生しないよう周知を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（松田貴志君）　花房議員。

○５番（花房勝一君）　県と町でまたそれぞれ周知の仕方が違うということなんですけど，アプリを使ってと，あとホームページで，午前中，１番議員の質問の中にもありました，アプリをもっと有効にということで何名かの管理職の方々はこれからもっと使っていきたいということであったんですけど，アプリは今回２回，勝浦町の注意報が入っておりました。それ，自分も確認をしたんですが，昨日と３月11日ですか，ホームページは時間が分からないんですが，アプリは何時に入ったかが分かるんです。３月11日が14時52分，昨日は20時54分だったんです。

ここら辺，ちょっとこの時間的なものがすごい何でっていう疑問が起きたんですけど，県は朝８時に発表されております。その日は今日は気をつけないかんということを知らせるためかなと思うんですけど，そこらこれ通告には入れてなかったんですけど，町としては先ほど朝職員がという話をされとったんですけど，その時点で分かればその時点で入れるべきと考えますが，何でこのような時間になったのか，お願いします。

○議長（松田貴志君）　中瀬総務防災課長。

○総務防災課長（中瀬弘晴君）　基本的には，午前中に入れるようにはさせていただ

いております。昨日の場合は，少し私がちょっと急用がございましたので，私の承認が遅れたということでご理解をいただけたらと思っております。

以上でございます。

○議長（松田貴志君）　花房議員。

○５番（花房勝一君）　私しかできないんですか，それは。

○議長（松田貴志君）　中瀬総務防災課長。

○総務防災課長（中瀬弘晴君）　パスワード等がございますので，一応各課のアプリ及びホームページの承認は管理職の権限においてするものというふうには今のところ決めております。

しかしながら，急用の場合はできない場合，できる可能性はあろうかと思っておりますが，一応そういったことでご理解をいただけたらと思います。

○議長（松田貴志君）　花房議員。

○５番（花房勝一君）　その詳しいルールというのは，課長の承認というところは全く知らない世界でありますが，このようなこういうプッシュ型の情報っていうんは，誰でもって言ったらおかしいけども，できるほうがいいのかなと思いますので，また庁舎内で会議していただいて，朝出さんと意味がないと思いますので，どうぞ改善をよろしくお願いいたします。

まだまだ課長も言われておりました乾燥する日が続きます。お隣の上勝町でも，まだ原因は分かっておりませんが，昨夜も山火事が起きておりますので，本町はできるだけ火災注意報をしっかり徹底していただいて，住民に対しての説明，周知をお願いいたします。

それでは，２問目に移ります。

中学校部活動の地域展開，過去に言うた地域移行について質問をさせていただきます。

勝浦中学校の部活動地域展開，近年教員の働き方改革や少子化の進行を背景に，国は中学校の部活動について，地域で支える仕組みへと移行していく方針を示しております。休日の部活動を段階的に地域へ移行し，将来的には地域クラブ活動へと展開していく方向が示されております。

国の定めたガイドラインでは，改革推進期間が2025年度で終了し，2026年度は改革

実行期間とし，６年間で全ての部活動において地域展開を目指す方針となっております。これが国のガイドラインとなっております。

こうした流れの中で，まず最初にお尋ねいたしておりますが，国が示している部活動の地域移行，地域展開の方針について，本町はどのように認識しているか，お願いいたします。

○議長（松田貴志君）　石木教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（石木正昭君）　今回課題となっておりますが，この急速な少子化でありますとか人口減少に伴いまして，現実的に１部活動当たりの生徒数や部活動への参加率が減少し続ける中，従来のような学校単位での部活動の維持は困難な状況となっております。

文部科学省では，将来にわたって生徒が継続的にスポーツ，文化芸術活動に親しむ機会を確保，充実するべく，公立中学校を主な対象としまして，部活動について地域展開を含めた改革に取り組んでいるところでございます。

そして，現在取り組んでいますこの改革の理念です。先ほども触れましたが，急激な少子化が進む中での将来にわたっての生徒が継続的にスポーツ，文化，芸術活動に親しむ機会を確保，充実していくこと，こちらが大きな目的となっており，当事者であります生徒を中心に考え，地域全体で関係者が連携して支えることが豊かで幅広い活動機会を保障すること，そういったところが重要とされております。こちらが理念となっております。

本町ということで振り返ってみますと，中学校の部活動において，近年加入を自由化とした点や，また地域の皆様から日頃何かと学校活動を熱心に支えていただいている一方で，少子化，人口減少が進んでおります。これが本町の現状でございます。そういった現状を考えますと，まさにこの改革の理念に沿った状況にあるものと認識をしております。

以上でございます。

○議長（松田貴志君）　花房議員。

○５番（花房勝一君）　まさに私と認識は共有，また国の方針に対しても認識されておるということで。

続きまして，この取組に対して県教育委員会からのどのような指導や支援が示され

ているのか，お願いいたします。

○議長（松田貴志君）　石木教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（石木正昭君）　県教委からの指導や支援ということでございますが，年３回程度，オンラインによりますが，県の部活動の地域展開推進協議会，こちらのほうが開催されまして，会議の中では先進地，県内をちょっと見ますとやっぱり市のほうです。大きな自治体のほうがやっぱりちょっと進んでるかなというところで，そういった先進の事例紹介，また地域展開を進める上での課題の解決方法や疑問点についての助言，そういったところの指導や支援をいただいてるとともに，指導者の紹介という面で，人材バンクの設置，こちらのほうで支援体制を築いていただいてるところでございます。

以上でございます。

○議長（松田貴志君）　花房議員。

○５番（花房勝一君）　県もかなりの支援体制が整っているのかと思います。先ほどちらっと出ましたが，近隣自治体の状況について，県内の近隣自治体でこの地域移行，地域展開に向けてどのような取組が進めておられるのか，お願いいたします。

○議長（松田貴志君）　石木教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（石木正昭君）　近隣自治体ということで，ちょっと勝命地区の各町村について聞き取りさせていただきました。個別の自治体名は控えさせていただきますが，聞き取り内容の報告により答弁とさせていただきます。

まず，聞き取った内容のある自治体では，スポーツの一種目について一旦地域クラブ，こちらのほうに地域展開をしましたが，ちょっと部員が足りなくなり，他の自治体の拠点校へ保護者の送迎により来校し活動しており，また他の種目につきましては，外部指導員の配置による対応を行っているということでございました。

また，他の自治体ではスポーツの一種目について，地域クラブを対象とした，国が行っております実証実験，こちらのほうを秋からこの２月まで実施をしました。また，検討協議会，関係者の方に寄っていただいての会議だったと思いますが，こちらのほうを令和７年度は２回を開催しているというところでございました。

また，この自治体では教職員，保護者を対象としたアンケートを実施しましたが，まだちょっと結果の集計でありますとか方向性は決まっていないというところでござ

います。

検討協議会の委員さんからは，文化部についても忘れずに検討するようにというご意見をいただいているというとこでお話を聞いております。

また，違った自治体ではスポーツ協会の中に中学校のスポーツ教室を設置，スポーツ種目はこちらの３種目対象ということでしたが，こちらのほうで休日の部分について地域展開を実施中ということでございます。

なお，この自治体では文化部については現在のところ特に取組はちょっとされていないということでございました。

また，違う自治体では生徒数がかなり少ないので，地域展開について他の自治体と合同チームをつくった上での，地域展開へ向けての取組がもう不可欠であるという事情であるということをお話をいただいた自治体があったということでございました。

以上でございます。

○議長（松田貴志君）　花房議員。

○５番（花房勝一君）　多くの自治体のことを調べていただいて，かなり周りの自治体，どこかというものは分かりませんでしたが，いろんなことを取り組まれているのがよく分かりました。

それを受けまして，本町のこれまでの取組について，地域移行，地域展開について，これまで検討や取組が行われてきたのか。また，現時点でどのような課題があると認識しているのか，お願いします。

○議長（松田貴志君）　石木教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（石木正昭君）　本町の取組ということでございますが，会議の開催では，ちょっと古いお話になりますが，令和６年２月に部活動の適切な在り方検討委員会ということで，学校の関係者でありますとかスポーツ少年団の指導者の方，ちょっと参加いただきまして会議を１回行っております。

本町のような中山間地域，こちらのほうでは中山間地域のような運営体制の構築がなかなか困難という事情がありまして，そんな場合には当面は部活動指導員の配置等の推進による対応も取りあえず選択肢といいますか対応策の一つではあるよという指針が出ておりまして，ちょっと現在，かねてからのお話ですが，勝浦中学校にはバレーボール，バスケットボール，剣道，音楽――琴です――の４名の部活動指導員を配

置して，令和８年度の当初予算では追加としまして美術の部活動指導員の配置の関係予算をお願いしてるところでございます。

現在のところは，部活動指導員の配置の推進により専門的な指導を受けられる体制づくりに努めるとともに，生徒数の減少に対応するため，拠点校方式を取り入れ，近隣自治体の連携も進めております。こちら，バレーボールがまさに勝浦中学校が拠点校というところになっております。

それで，すいません，今後の課題でございます。

部活動地域展開を進める上で課題として考えられるのが，やはり現段階で考えているのは受皿となる地域クラブや団体，指導者，活動場所，活動費の確保，また生徒の移動手段，保護者の経済的負担などが現段階では課題になるだろうというところに考えております。

以上でございます。

○議長（松田貴志君）　花房議員。

○５番（花房勝一君）　令和６年２月に行ってからそういう話合いは行っておられないようで，町の方針としては指導員で対応で４名，さらに８年度からは５名ということで，今後の方向性もその辺りなのかなということが分かりました。

部活動地域移行，地域展開は，先ほどから局長も述べられてました学校や教育委員会で完結するものではないと思っております。保護者，生徒，そして先生，そして地域の関係団体など，多くの方々との理解，協力が必要になると考えます。本町には，Ｋフレンズはじめスポーツ協会も今年度できました。各小学校の社会体育の指導者など，地域で子供たちのスポーツ活動を支えていただいてる方々がたくさんおられると思っております。

こうした関係者と十分な話合いを行うことが必要ではないかと考えますが，本町として関係者と協議の場を設ける考えはないのか，お伺いいたします。

○議長（松田貴志君）　石木教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（石木正昭君）　ちょうど先ほど私も触れましたが，地域展開へ向けましては，指導者の確保や，また活動場所，また保護者の負担の在り方など，検討すべき課題が多岐にわたります。そういったこともありまして，それぞれの検討すべき課題に関係される方々のご意見をお聞きすることはもう不可欠だろうというと

ころを考えております。

今，議員さんからご提案いただいた関係者の皆様，こういった方たちのご意見も当然お聞きすることは必要かと思っておりますので，そういった場を今後つくっていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（松田貴志君）　花房議員。

○５番（花房勝一君）　今後ということで，ぜひ早めの実行をお願いしたいと思います。

また，この地域展開を進めるに当たっては，課題，先ほどから局長も述べられておりますが，たくさん想定されます。指導体制の確保，活動場所，送迎の問題，保険などの安全面への対応，さらに一番大きな問題は費用の問題であると思っております。地域展開後，指導者への謝金や運営費などが発生する可能性も考えられますが，その費用が発生した場合，費用負担はどのように考えているか，お伺いいたします。

○議長（松田貴志君）　石木教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（石木正昭君）　現段階でちょっと決定したものはございませんが，今後例えば他の自治体の状況等も含めまして，場合によっては町からの支援でありますとか，あるいは保護者負担の内容でありますとか，そういったところ，他の自治体の事例も参考にしながら，今後検討を進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（松田貴志君）　花房議員。

○５番（花房勝一君）　ここの費用の面に関しては，大きな問題だと思っております。先月の新聞にも載っておりましたが，小規模自治体で部活動の維持，生徒数の減少による部活動の維持そのものが課題となっておるところを，海部郡では３つの町が合同で部活動の地域展開に向けた協議会を設置し，もう費用は全額自治体が負担するということも載っておりましたので，その辺もしっかり検討を進めていっていただきたいと思っております。

また，本町におきましても，上勝町など合同でチームをつくっておりますが，自治体と連携しながら検討していくことも大きな一つの方法でないかと考えます。ここら

全てを踏まえまして，最後に教育長にお尋ねいたします。

教育長は最近まで教育現場で長年指導に当たってこられ，学校教育の現状，今現在の現状をよくご存じであると思っております。部活動の地域展開は単なる制度の変更ではなく，子供たちの成長の場をどのように支えていくかという，町にとっては大きな課題であると考えます。現場を経験されてきた立場から，この部活動の地域展開についてどのようにお考えを持っているのか，また本町としてどのような形が望ましいと考えておられるのか，よろしくお願いいたします。

○議長（松田貴志君）　大久保教育長。

○教育長（大久保康雄君）　中学校の部活動の地域展開についてということでお尋ねだと思います。

これは教育の働き方改革にもつながっていく部分もあるんですけども，やはり本町の生徒数は大きく減少しまして，将来に向かって生徒が継続的に，やはりスポーツ，文化，芸術活動等に親しむ上では，やっぱりこういった制度は非常に必要であると考えております。

先ほどお話ありましたように，今年度で改革推進期間が終わって，来年度から改革実行期間ということで，10年までが前期，13年度までが後期ということでなっております。その前期10年までの間に，休日は地域展開するようにというような形で今進んでいるところなんですけども，現在は，先ほど話にありましたように勝浦町は地域展開まではいってないですけども，地域連携という形で部活動指導員を配置しまして，拠点校方式で実施しているというのが，これが現状であります。

今後，やはり外部，その他協議会等を立ち上げながら，国の方針に従って地域展開に向けたような協議会，これを立ち上げながら，実際今後の方向をやっぱり探っていくのが一番であるかと思います。

ただ，上勝町と勝浦町，部活動は違います。全く違う形を取っておりますので，海部郡のような形はちょっと取れないなと。海部郡のほうが同じ野球部で合同でという形を取っておりますので，そのあたりはちょっと上勝町の連携は難しいかなと思うんですけども，連携を取りながら，やはり拠点校方式，こういった形もまた今後続けていきたいなとは考えております。

以上です。

○議長（松田貴志君）　花房議員。

○５番（花房勝一君）　教育長の考えはしっかり分かりました。地域展開まではいかないが，地域連携を今行っているということで，国の方針に従ってこれからも町は進めていくということで，理解いたしました。

部活動というのは，子供たちにとって，仲間とともに努力して，時には悔しさを味わいながら成長していく大切な場であると私は思っております。私自身も長くスポーツに携わってきておりまして，振り返ってみますと，技術以上に仲間との時間や地域の方々の支えが心に残っているところでございます。これからの子供たちのためにも，本町にふさわしい形を地域全体で考えていくことが大切ではないかと思っております。関係者が意見を交わす場を早く設けていただくことを期待して，この質問を閉じたいと思います。

続きまして，３問目に入ります。

地籍調査後の現況課税についてということです。

昨年12月２日に，まち未来づくり常任委員会が開催され，地籍調査後の固定資産税についての説明がありました。それで，地元説明会の始まる時期がそろそろということになってきておると思いますので，その前に再度になりますが何点か確認をしたく，今回の質問に取り上げさせていただきました。

まず初めに，改めてとなりますが，地籍調査終了地区から現況課税に移行する理由についてお伺いいたします。

○議長（松田貴志君）　藤井税務課長。

○税務課長（藤井小百合君）　お答えいたします。

平成29年度決算審査で監査委員から，地籍調査で全地区終了後の課税適用は問題があるとのご指摘がありました。平成30年度決算でも同様のご指摘をいただいております。

また，平成30年度決算に対して，議会からも特に留意すべき事項として地籍調査終了地区での現況に応じた課税に向けて取組方針を早急に示し，公平な課税体系となるよう努められたいとのご意見をいただいております。

検討いたしました結果，令和３年３月議会で，現在調査中の地区の登記完了後に，登記に応じた課税に変更するとお答えをいたしたところでございます。

以上でございます。

○議長（松田貴志君）　花房議員。

○５番（花房勝一君）　そうしますと，この監査委員，また議会からの指摘があったということでございますが，私も議会におったわけですが，提言を行った立場のほうではございますが，なぜそのような指摘がなされたかと，町としては理由をどのように認識されておられますか。

○議長（松田貴志君）　藤井税務課長。

○税務課長（藤井小百合君）　やはり，現状では公平な課税体系となっていないことが理由ではないかと考えております。

以上です。

○議長（松田貴志君）　花房議員。

○５番（花房勝一君）　税の原則として重要なのは，公平な課税と思っております。そこで，公平な課税体系というのはどのような状態を指すのか，お願いいたします。

○議長（松田貴志君）　藤井税務課長。

○税務課長（藤井小百合君）　登記簿どおりの現況課税を行うことが公平な課税体系だと考えております。

○議長（松田貴志君）　花房議員。

○５番（花房勝一君）　そうしますと，次に現在の地籍調査の進捗状況を踏まえて，勝浦町の地籍調査が全て終了し，全町が同一の課税体制になるのは何年後の見込みなのかお願いいたします。

○議長（松田貴志君）　藤井税務課長。

○税務課長（藤井小百合君）　地籍調査担当の農業振興課に確認をいたしましたところ，令和22年頃に町内全域の登記が完了するとのことでございますので，その頃になると思われます。

以上です。

○議長（松田貴志君）　花房議員。

○５番（花房勝一君）　まだまだ先の話ということになりますが，公平性という観点から考えた場合，差ができるところに少し問題があるのかなと思っておりますが，全地区の地籍調査が終了するまで現況課税を行わない方法，また地籍調査が終了した地

区から順次現況課税にする方法，差が出るわけでありますが，この２つの方法，町としてどちらがより公平と考えるのか，お願いします。

○議長（松田貴志君）　藤井税務課長。

○税務課長（藤井小百合君）　税務課といたしましては，登記簿のほうが登記が完了したところから課税を変えていくのが公平であると考えております。

以上です。

○議長（松田貴志君）　花房議員。

○５番（花房勝一君）　今回の方針の背景には，地方税法第388条の１項，また第403条の第１項の規定があると認識しておりますが，この規定はどのようなものか，説明をお願いします。

○議長（松田貴志君）　藤井税務課長。

○税務課長（藤井小百合君）　地方税法第388条第１項で，総務大臣が固定資産評価基準を定めまして，403条第１項で市町村はその固定資産評価基準によって固定資産税の価格を決定しなければならないと規定をされております。

以上です。

○議長（松田貴志君）　花房議員。

○５番（花房勝一君）　説明ありがとうございます。

そしたら，そのことを踏まえながら，今後の地元説明会の予定はどのようになっておりますか，お願いいたします。

○議長（松田貴志君）　藤井税務課長。

○税務課長（藤井小百合君）　まず，棚野地区の説明会を４月２日に，中山地区の説明会を４月10日，坂本地区の説明会を４月16日に予定をしております。生名地区の説明会は５月頃を予定しております。

以上です。

○議長（松田貴志君）　花房議員。

○５番（花房勝一君）　日程が決まっていることがよく分かりましたが，この問題は住民の理解が極めて重要であると考えております。理解を得るためにも，私は町長自らが説明会に出向いて，直接住民に説明すべき問題ではないかと考えますが，町長の認識をお願いいたします。

○議長（松田貴志君）　野上町長。

○町長（野上武典君）　先ほど担当課長から説明っちゅうか報告がありました説明会の日ですが，私のスケジュールに合わせての設定となっております。

以上でございます。

○議長（松田貴志君）　花房議員。

○５番（花房勝一君）　それでは，この質問の最後にお伺いしますが，現在住民の方の中におかれましては，この方針に納得されていない方もおいでると聞いております。もし，説明を尽くしても住民の方の理解が得られない場合，実施時期の延期など柔軟な対応もあり得るのか，町の考えをお願いします。

○議長（松田貴志君）　野上町長。

○町長（野上武典君）　この地籍調査の課税移行の問題でございますが，当初から始まったときにも，棚野地区との約束ということで，現況のまま全部の町全体の地籍が終わるまでそのまま現況の，調査前の課税体系でいくというような申合せが議会においてもあったというふうに聞いております。

ただ，やっぱり公務員で役場がする事業でございます。ある程度のことはいいとしても，やはり法にのっとったように進めていくのが本来でなかろうかと思いますし，その法にのっとった形でいかなければ町として法令違反に問われる可能性もございます。

私としましては，令和８年度に移行作業を行い，令和９年度から課税体系の変更の予定としておりました。ただ，標準システムの導入作業から８年度にこれが行われるために，９年度に移行作業を行い，令和10年度から課税体系の変更を行う予定としております。

こういうことでやっていきたいということでございますが，私の認識不足っていうのはありました。登記簿で登載されたとおり課税していくものが，いわゆる法令に基づくものというような認識がありました。

ただ，先ほどから申しておりますように，地方税法第388条の第１項，固定資産評価基準に地籍調査前の地籍による課税をすることができるとのただし書の特例規定があるというふうに聞いております。今までやってきたのが地籍の面積の変更，また地目の変更というところで，ここにあるのは調査前の地籍で課税することができるとい

うようになっております。

このあたりを考えまして，そのことについては，一応地元等の説明会の中でこれを決めたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（松田貴志君）　花房議員。

○５番（花房勝一君）　今の町長の説明におきますと，地籍についてはっていうことで，若干の方針転換があったのかなと理解しましたが，町としての方針は私個人，議員としては理解いたしましたので，私も議員の立場といたしましてしっかりと住民に理解してもらえるように努力していきたいと思っております。

また，説明会のときはよろしくお願いいたします。

それでは，最後の質問に移ります。

道の駅ひなの里かつうら周辺公園整備事業についてお伺いいたします。

道の駅ひなの里かつうらは，勝浦町の観光や地域交流の拠点として多くの方に利用されております。また，その周辺に整備が計画されている公園には，町民の憩いの場あるであるとともに観光客にも利用される重要な施設になるものと考えます。昨年におきましては，公園整備検討委員会が開催され，５回の会を開催し，私も参加させていただきましたが，答申が提出されました。

そこで，今後についての幾つか質問させていただきます。

まずは，これまでの進捗状況の確認をさせていただきたいと思います。総務防災課長，お願いします。

○議長（松田貴志君）　中瀬総務防災課長。

○総務防災課長（中瀬弘晴君）　これまでの進捗状況ということでございます。

令和７年７月，道の駅ひなの里かつうら周辺整備検討委員会を設置をさせていただいております。委員会に諮問をさせていただきました。その後，５回検討委員会を開催し，12月に答申をいただいております。

また，地元地権者への説明会につきましては，昨年３月に地元団体，関係者への説明会，それから４月，10月に用地関係者への説明会を開催させていただいております。また，ＪＡへの説明につきましては，11月にさせていただいておるところでございます。

以上でございます。

○議長（松田貴志君）　花房議員。

○５番（花房勝一君）　そうしますと，続きまして今後の事業の進め方，スケジュールについてお願いします。

○議長（松田貴志君）　中瀬総務防災課長。

○総務防災課長（中瀬弘晴君）　これからの進め方ということのご質問かと思います。

委員会から答申をいただきましたので，現在，道の駅ひなの里かつうら周辺整備計画を策定をさせていただいているところでございます。策定ができましたら，地元関係者，地権者の方々への説明会を開催したいと考えております。その後，令和８年度予算に計上をさせていただいております実施設計に取り組む予定でございます。

以上でございます。

○議長（松田貴志君）　花房議員。

○５番（花房勝一君）　そうしますと，また答申の附帯意見の中に，公園整備を進めるに当たり適宜委員会，ワークショップ，話合いの場の設置開催を提案されております。このような住民参加型の議論の場をどのように設けていくのか，お考えをお願いします。

○議長（松田貴志君）　中瀬総務防災課長。

○総務防災課長（中瀬弘晴君）　令和８年度におきまして，実施設計業務を発注をさせていただく仕様書の中におきまして，パブリックコメント，またワークショップの実施について，期間等も含め検討してまいりたいというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（松田貴志君）　花房議員。

○５番（花房勝一君）　続きまして，心配なところでありますが，事業費の規模についてお尋ねいたします。

現時点で想定されておる，分かる範囲となると思いますが，総事業費の規模はどの程度になるのか，お伺いします。

○議長（松田貴志君）　中瀬総務防災課長。

○総務防災課長（中瀬弘晴君）　まず，令和８年度当初予算におきまして，実施設計

の委託料5,830万円を計上させていただいております。それから，２月会議におきまして，補償業務につきましての補正予算を議決をいただいております。この補償業務につきましては，入札を終えさせていただきまして，契約をさせていただいたところでございます。

こちらの補償費の算定が９月頃までに終わる予定でございますので，９月の補正予算におきまして，用地購入費，補償費等についての予算をお願いする予定と考えておりますので，その節はよろしくお願いしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（松田貴志君）　花房議員。

○５番（花房勝一君）　この資料にも書いてあるんですが，補償業務がマネジメントシートには７月とあったんですけど，９月になったということなんですけど，地権者との話合いというのがすごく理解が不可欠であると思っておりますが，先ほども中にはあったんですが，時期の説明はなかったんですけど，地権者との交渉はいつ頃から始める予定なのか，この補償業務が終わってからが筋なのかなと思いますが，早めにされておくほうがいいと思っておりますが，この辺についてはどうですか。

○議長（松田貴志君）　中瀬総務防災課長。

○総務防災課長（中瀬弘晴君）　現在，道の駅ひなの里かつうら周辺整備計画を策定をさせていただいております。策定後，速やかに地元関係者，地権者への説明会を開催させていただきたいと考えております。なお，地権者との具体的な交渉のほうになりますが，こちらのほうは補償業務が完了した時点で説明会を開催したいというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（松田貴志君）　花房議員。

○５番（花房勝一君）　そうしますと，その補償業務の前に計画ができるという考えですか。

○議長（松田貴志君）　中瀬総務防災課長。

○総務防災課長（中瀬弘晴君）　先ほど，言葉足らずで申し訳ございませんが，補償業務については７月ぐらいの予定で完了をしております。予定にはしております。補正予算につきまして，９月の議会でお願いしたいというようにご理解をいただけたら

と思っております。

それから，現在計画のほうを策定しているところでございます。補償業務よりは先立って地元関係者，地権者への説明会というふうには考えております。

具体的な用地交渉，その地権者との交渉につきましては，補償業務が完了した時点でお願いをしたいというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（松田貴志君）　花房議員。

○５番（花房勝一君）　理解しました。やっぱり，早め早めの地権者に対する説明，いわゆるこのような計画がこれまで進んでますよというような報告は，逐一，随時，早めにしていただいたほうが話もスムーズにいくと思っております。知らないところでどんどん進んでると，やっぱり聞いてないよっていう話になるので，計画が出来次第，説明をしていただけたらと思います。

続きまして，財源についてお尋ねします。

この事業には，地域未来交付金というのを申請しております。私も町長とか議長と一緒に陳情に行かせていただきまして，かなりの好感触であったとは思っておりまして，この交付金が採択されることを願っておりますが，この交付金の内容をお願いいたします。制度概要をお願いします。

○議長（松田貴志君）　寺尾企画交流課長。

○企画交流課長（寺尾由美君）　地域未来交付金についてでございます。

昨年度までは第２世代交付金という名称で，それ以前はデジタル田園都市国家構想交付金や地方創生交付金といった名称で国へ申請を行ってまいりました。

令和８年度から新たに地域未来交付金となり，主なメニューとしましては，地域未来推進型，デジタル実装型，地域防災整備型などがあり，今回当初予算に計上し，財源として申請を行っているのは地域未来推進型となっております。

概要としましては，地方の大きな伸び代と地域特性を最大限に生かし，地方の暮らしの安定を実現するとともに，強い経済を構築するため，地場産業の付加価値向上など，地域独自の取組を国が幅広く支援するものとなっております。

本町におきます具体的な申請内容としましては，インフラの整備事業として星谷橋の架け替え事業の５年間，こちら建設課の事業，それから拠点整備事業として公園整

備の事業を３年間，総務防災課事業，それからソフト事業として商品開発やイベント開催などを３年間，これを企画交流課の事業としまして，ソフト，ハードの分野間連携を行い，３つの事業を一本化した申請となっております。

以上です。

○議長（松田貴志君）　花房議員。

○５番（花房勝一君）　制度の概要はよく分かりました。３つの事業を組み合わせて交付金を申請しているということで，この採択状況というのはまだ出てませんか。

○議長（松田貴志君）　寺尾企画交流課長。

○企画交流課長（寺尾由美君）　採択についてですが，昨年末から徳島県と各担当課が協議を重ね，２月10日に内閣府のほうへ本申請を行っております。

採択の時期につきましては，国の予算成立後に交付決定となることから，現在のところ未定ですが，３月の下旬もしくは４月にずれ込む可能性もあります。

以上です。

○議長（松田貴志君）　花房議員。

○５番（花房勝一君）　国会の予算の待ちということで，この採択された場合の交付される金額について，説明お願いします。

○議長（松田貴志君）　寺尾企画交流課長。

○企画交流課長（寺尾由美君）　現在，令和８年度分として３事業の事業費の総額が４億6,041万8,000円で申請を行っております。仮に，満額採択となった場合は，２億8,247万5,000円相当が交付となる予定ですが，現在のところ金額については確定しておりません。

以上です。

○議長（松田貴志君）　花房議員。

○５番（花房勝一君）　ぜひとも全額採択されるように祈っております。

続きまして，公園の管理であります。

一番私が心配しているところなんではありますが，公園は整備して終わりではなく，その後の管理運営が非常に重要になってくると思っております。管理運営をどのように考えているのか，お伺いいたします。

○議長（松田貴志君）　中瀬総務防災課長。

○総務防災課長（中瀬弘晴君）　公園の管理運営についてのご質問であったかと思います。

まず，意見交換会や整備検討委員会におきまして，公園が完成した後，維持管理についての質疑をいただいております。なるべく早い時期に，直営でするのか委託にするのかも含めて方針を決定していきたいというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（松田貴志君）　花房議員。

○５番（花房勝一君）　これから考えるということで，道の駅や活性化協会など，地域団体などが連携した管理体制が望ましいのではないかと考えますが，町としてはどのように考えておるか，お願いいたします。

○議長（松田貴志君）　野上町長。

○町長（野上武典君）　管理につきましては，今まだ決定というところではございませんが，議員おっしゃるように，その周りにいろんな町の施設がございますし，民間の施設も非常ににぎわう施設でございます。ほのあたりで関連して指定管理に持っていくのが一番いいのではないかというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（松田貴志君）　花房議員。

○５番（花房勝一君）　町長と全く考えは同じでした。

最後に質問します。

町長，何度も言われておる，進化する公園にしたいということを述べられております。この進化する公園とはどのようなものか，どのような考えを持っておられるのか，お願いします。

○議長（松田貴志君）　野上町長。

○町長（野上武典君）　ご存じのように，今回公園を整備しようとしている場所でございますが，勝浦町の東西，東のほうには徳島市，小松島市，阿南市，そして西のほうには上勝町，まずここへ至る一つの線があります。また，中津峰山から下へ降りてきて鶴林寺へ上がっていくという一つの線がある。これを考えると，まさに勝浦町の中心部であるというふうに言えるんじゃないかというふうに思っております。

今回整備する星谷の場所についても，そういう中心部で役割を担うというようなも

のと思っております。そして，この公園，勝浦町民全体がここへ集ってくるっていうような意味合いでの場所であるというような認識でございます。

今回12月に，いわゆる検討委員会のほうから答申をいただいた基本計画がありますが，これが全ての完成形でないと考えて，これからの考えもあって実施計画をつくりますし，その実施計画だけでなく，できた公園は必要に応じて，また町民，また訪れる人たちの要請に応じた公園として育てていく必要があるんではなかろうかというふうに思っております。

今までの公園のように，全てそろえて一律に遊具を置いて禁止事項を並べるっていうような管理から脱却して，勝浦町の多様なニーズに応え，地域の皆様とともに育てていく公園へと進化させていきたいというふうに考えております。

１つの進化として小松島の公園にもありましたが，インクルーシブな公園ということで，これは誰もが利用できるというような考えを取り入れます。また，その遊具につきましても，その時々のこれが足りないんじゃないかというような，必要に応じてまた増やしていきたいというふうに思いますし，利用の仕方が違うんじゃないかということについては，また内部でも検討していきたいというふうに思っております。

第２の進化として，ソフト面の進化で，よくボールの使用禁止であるとか，また火の使用禁止というような公園の禁止事項が並べられます。でも，これも必要なものについてはそれをどうにか克服できる対応ってできていかないかっていうのを考えていきたいというふうに思っております。

こういったことで，地域とともに成長し続ける公園として，これからもできた後でも皆さんにご意見をいただきながら，よりよい公園にして，長く町民に，また皆さんに愛される公園としてつくっていきたいと思っておりますので，皆様のご指導等をよろしくお願いします。

以上でございます。

○議長（松田貴志君）　花房議員。

○５番（花房勝一君）　まさに，勝浦町の中心であると私も思っております。また，町長の言われるように，ちょっと費用の面では心配なところがありますが，要請に応じて育てていくと，インクルーシブな公園，そして地域とともに成長していくということで，大変夢のようなすばらしい話だと思っております。何度も言いますが，道の

駅やレヴィタかつうらと一体となり，勝浦町の顔となる進化する公園，みんなで育てていく公園の完成を期待いたしまして，私の一般質問を終了いたします。ご清聴ありがとうございました。

○議長（松田貴志君）　以上で５番花房勝一議員の一般質問は終了いたしました。

議事の都合により，休憩とします。

午後２時38分　休憩

午後２時50分　再開

○議長（松田貴志君）　休憩前に引き続いて会議を開きます。

６番瀬戸直一議員の一般質問を許可します。

瀬戸議員。

○６番（瀬戸直一君）　議長の許可をいただきましたので，６番議員瀬戸直一のひな会議の一般質問を始めさせていただきます。

まず，大まかな項目として，１番，防災・減災について，２番目，農業振興について，３番目に鳥獣害対策についてでございます。

それでは，始めたいと思います。

先月末の火災におきまして，残念ながら１名の方が亡くなられました。亡くなられた方には心からのご冥福をお祈りいたします。

では，防災・減災についての質問です。

住宅用火災警報器設置更新についてです。

住宅用火災警報器は，全ての住宅で設置が義務化されており，寝室及び階段に設置するのが基本です。罰則はありませんが，設置することで火災による死者数や損害額を大幅に減らす効果があります。設置義務の法的根拠，住宅用火災警報器の設置は，消防法第９条の２及び各自治体の火災予防条例により，全住宅で義務化されています。新築住宅は2006年６月１日から，既存住宅については各自治体の火災予防条例により段階的に義務化され，全国では2011年までに設置が完全義務化されました。

設置義務は，住宅の所有者，管理者，占有者に課され，賃貸住宅では家主と借家人双方に責任があります。寝室及び階段に設置するのが基本です。住宅用火災警報器は，火災を感知するために常に作動しています。その寿命は10年とされています。いざというときに住宅用火災警報器が適切に作動するように定期的に作動確認を行い，

設置後10年を目安に交換しましょうと総務省消防庁が，近年の住宅の火災による死者の発生状況を経過別に見ますと，逃げ遅れが最も多く，全体の６割を占めています。また，死者の発生状況を時間帯別に見ると，火災件数は起きてる時間帯が多い一方で，火災死者数は就寝時間帯のほうが多くなっています。つまり，就寝時間帯が昼間に比べて人命の観点で危険性が高いと言えるのです。

このため，必要最小限の効果の高い考えられる場所として，寝室に設置することとされました。また，寝室が２階にある場合などは階段室にも設置することとされています。これは，階段室が火災による煙の集まりやすい場所であるとともに，２階など就寝している方にとっては，ほとんどの場合，唯一の避難経路となるからです。

令和７年のひな会議で質問しましたときに，こう答弁されています。

国の緊急経済対策事業を活用し，火災警報器の普及啓発を促すことを目的に設置事業を行っております。この事業から十数年経過し，耐用年数が切れる時期ではございますが，故障等により取替えが必要となった場合には，居住者において取り替えていただくことと考えておりますと，去年のひな会議では答弁されました。

引き続き，住宅用火災警報器の設置，点検につきましては広報紙で周知を図りたいというふうに考えておりますと，こちらのほうをお配りしたときには全世帯を対象に，感知器，煙と熱の各１個ずつを全戸に配布させていただいております。こちらのほうは，法律の改正等により当然義務づけられているというようなものでございます。新しく家を建てられるというようなところであれば，必ず設置しなければならないという義務となっているかと思います。

そういう面で，町が助成をするということになれば，目的，そういったものを検討した上で決め，決定する必要があろうかと思っております。こちらのほうは，現時点では所有者の責任において交換というふうなところで考えておりますという答弁をいただきました。

広報紙等で周知を図りたいというふうに考えておりますという答弁で，令和７年５月の広報紙に住宅用火災警報器の設置ということで載せていただいたのですが，どれだけの町民に知れ渡ったのか疑問です。

先日も，私の地元の地区の初集会に出向いて，この住宅用火災警報器の設置をされている方はとお聞きしたら，３分の１の家庭しかつけていませんでした。それで，地

区の沼江・石原の住民には説明をしたのですが，どれだけの効果があったかはよく分かりません。

くどいようですが，住宅火災による死者の発生状況を経過別に見ますと，逃げ遅れが最も多く，全体の６割を占めています。前にも言ったように，感知器をつけている人は，火災時には警報器が，報知機が鳴ると信じていると思います。つけていない人はもう一度認識してもらう必要があると思いますが，先月の火災を教訓に町民全員に周知をするか，消防団に協力をお願いをして点検なり周知をできないか，お伺いします。総務防災課長，よろしくお願いします。

○議長（松田貴志君）　中瀬総務防災課長。

○総務防災課長（中瀬弘晴君）　住宅用火災報知機についてのご質問であったかと思います。

この質問，議員におかれましては，令和４年３月17日のひな会議においてもご質問をいただいております。まず，その際にもお答えをさせていただきましたが，議員ご承知のように，消防法の改正により，平成23年６月１日から全ての住宅において設置が義務づけられており，議員ご承知のように，本町においては平成21年度に国の緊急経済対策を活用し，火災報知機の普及啓発を促すことを目的に設置事業を行っております。

設置から，こちらのほうは約15年が経過をしておりますので，耐用年数が切れる時期というところではございます。繰り返しになりますが，故障につきましては個人の責任においてなされるべき，まずはされるべきなのかなというふうには思っております。

それから，令和７年３月18日，昨年のひな会議においても同様の質問を受けております。その際にも，行政のほうがそういった補助事業を実施するにおいては目的，そういったものを勘案して補助制度を制定する必要があろうかと思います。現時点におきましては，具体的にそういった補助の検討はできていないというような状況でございます。

それから，火災報知機の周知につきましては，再び広報とかホームページをもって，またさせていただくつもりではおります。消防団の点検等につきましては，消防団との協議ということが必要となってきますので，そういったところも含めて検討は

させていただきたいというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（松田貴志君）　瀬戸議員。

○６番（瀬戸直一君）　ぜひとも検討していただきたいと思います。

っていうんは，これ命に関わりますんで，鳴ると思ってるんです。ちょっと皆さんにお聞きしたいんですが，自分とこの寝室につけていらっしゃる方はいますか，これ，感知器。どうですか皆さん，職員の方，ちょっと手，いかんのやけど，多分。

○議長（松田貴志君）　小休いたします。

午後３時03分　休憩

午後３時04分　再開

○議長（松田貴志君）　再開いたします。

瀬戸議員。

○６番（瀬戸直一君）　すいません。皆さんはつけてらっしゃると思うんですが，再度ボタンなりひもを引っ張って鳴るかどうかを確認してください。それで，町長はどう思われますか，この件について。

○議長（松田貴志君）　野上町長。

○町長（野上武典君）　この火災報知機については，今総務防災課長からも答弁がありましたように，平成21年の国の緊急経済対策において，各戸に配られたと思っております。それを，それぞれが必要なところにつけたっていうような認識で，私のうちも階段の踊り場と，その当時母親が寝とった寝室につけたっていうような思いがございます。

一遍は途中で点検してみました。鳴りました。いけるんやなっていう。ただ，最近においてはやってないんで，また議員おっしゃるように確認はしておきたいというふうに思います。

今回，議員の質問にもありますが，火災報知機，不幸にして勝浦町でもひょっとしたら防げたかもしれない貴重な人命が奪われたというようなこともございます。一応，これも火災報知機の全戸に全てまた配ってっていうようなことはちょっと急には難しいかなっていうふうには思いますが，何らかの方策を講じて，なかなかそういったことがつけられないような方について検討はしてもいいのかなっていうふうには思

います。

また，ちょっと内部で，また消防団あるいは関係機関とも協議の上に決めさせていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（松田貴志君）　瀬戸議員。

○６番（瀬戸直一君）　検討していただけるということで，よろしくお願いいたします。

中には，配ったときに家の玄関のとこへ置いて，げた箱の上に置いとんです。じゃあ，意味ないけんね，こんなん。十何年が来て何かピッピピッピいうて鳴るっていうて私見に行ったんです。ほたら，どこで鳴りよんか分からんのやけど鳴りよんです。ほたら，もう電池が切れて，もう電池がないですよっていうあれで定期的に鳴りよったんで，ほんな事例もありますので，もうそらあお年寄りのとこには絶対いてほしいと思います。よろしくお願いいたします。

次に参りたいと思います。

農業振興についてです。

これ，農業支援についてっていうあれでお伺いします。

うちの沼江石原圃場整備水利組合っていう組合と，鶴免圃場整備組合っていうのがあります。昭和62年に水田農業確立対策事業で圃場整備をされました。この地図にありますように，赤い部分が沼江石原圃場整備組合，黄色の部分が鶴免圃場整備組合で，沼江石原のほうが５町８反２畝，鶴免のほうが６町１反３畝です。目的は，従来どおり米の均衡を図ることを第一の目的としています。これまでの対策では，稲作から作物への転作に重点を置いて，転作営農の定着化を推進してきましたが，水田農業確立対策では，農政審報告の21世紀に向けての農政の基本方向に基づいて，水田農業の現状における課題，経営規模が零細なこと，稲作の生産性が低いことと土地利用型転作物の定着性が低いこと，これらを踏まえて水田農業の構造を改善することを注視し，事業が始まりました。

ちょっと説明しますと，この沼江石原圃場整備水利組合のポンプがここにあるんですが，この緑の点線で書いてる部分が高架水槽までの配管ルートです。この配管が問題なんです。実施期間が昭和62年から６年間とし，前期３年，後期３年に分けて圃場

整備がされました。鶴免の分に関しては，この後にまた圃場整備されました。何でこういうことをしたかっていうと，極端っていうか話，沼江石原地区の水田が名前のとおり沼と江です。昔は勝浦川が櫛渕のほうへ向いて川が流れていたと聞きました。多分，この沼江石原は沼地であって，深田だったんです。それでもう水田がなかなかできないんで，圃場整備を行ってくれたと。ほの圃場整備をできてくれたんはいいんですが，水が打ち込み式のポンプで打って，沼江石原の場合はこの高架水槽まで一遍上へ上げて，これからまた配水をしてると。そしたら，鶴免の場合は圧力式のポンプで配水をしています。

近年，施設の老朽化が進み，事業後33年，４年が過ぎ，水中ポンプであったり送水管の亀裂による漏水であったり，鶴免圃場整備は夏の水が要るときにポンプの井戸が渇水で水が出ないなど問題が多々あります。それと，沼江石原の圃場組合のほうは，土地改良区から畑かんがいの水を取り入れるようにしています。令和２年７月に配水管が裂けて畑かんの水をもらいました。毎年，電気代が50万円，60万円ぐらいなんですが，この年は電気代50万円に水代が40万円要りました。

こんな状態なんで，この先どうやって両組合を維持していけばよいのか，国，県による助成や補助は，町による支援は考えられないか，どうでしょうか。農業振興課長，よろしくお願いします。

○議長（松田貴志君）　西濵農業振興課長。

○農業振興課長（西濵浩史君）　農業用施設に関しまして，国，県等による助成や補助はないのかというようなことでございますが，ポンプ等，農業用施設の更新につきましては，国，県の補助事業はございます。他の組織においてもこちらのほうを活用していただいております。補助事業は，国事業の水利施設等保全高度化事業や農地耕作条件改善事業交付金，県の事業で県単土地改良事業などがございます。いずれも受益者負担が必要となります。水利施設等保全高度化事業で例えますと，国の補助が50％，県が14％の補助となりまして，補助残額の36％のうち50％が各組織の負担分となっております。また，各事業とも採択要件が異なっておりますので，活用いただく場合はご相談ください。

以上になります。

○議長（松田貴志君）　瀬戸議員。

○６番（瀬戸直一君）　そういうことを言っていただけなかったですよね。何回か聞きに行ったんですが，そういうことは考えときますとか，ほういうような回答だったと思うんですが。国，県の補助があるということで，ちょっとうれしい限りでございます。

次に，そしたら参りたいと思います。

耕作放棄地対策についてです。

耕作放棄地が増加する理由として，農家の高齢化や後継者不足は非常に大きな要因ですが，高齢化により条件の悪い耕作地での営農ができなくなったり，後継者がおらず農地が継承されなかったりすることで耕作放棄地が発生します。

また，農業の収益率の低さも問題視されています。必要な資材や燃料など高騰する一方で，国内外の競争激化による販売価格を上げれない場合は，利益が圧迫されます。農業を続けられなくなり廃業した場合，耕作放棄地が発生します。農家の生産性や収益性の向上が課題であり，農業経営をサポートする支援策の拡充や地域の活性化に向けた取組が必要です。

耕作放棄による影響は，継続的な農業が行われなくなると次第に土壌の質が低下し，放棄された年数が長いほど農業を再開することが難しくなる傾向があります。田畑は多様な生物が暮らす場所として機能しているため，生態系が崩れる可能性も考えられます。鳥獣，病害虫の誘因，営農による管理がなされなくなった土地は雑草が生い茂り，病害虫が発生しやすくなり，また害獣の侵入を防ぐ取組がやまるため，鹿，イノシシ，鳥類などにより土地が荒らされやすくなり，周辺の農地や住民にも被害が及ぶ可能性があります。全国的にこういう事案が発生しております。

農地は，農作物を生産するだけなく，土地を守り，災害を防ぐ機能を持っています。また，田畑への水路が適切に管理されなくなることで，地域の排水機能が低下し，水害リスクは増加する可能性もあります。

耕作放棄地という呼称は，現在，荒廃農地と改称されています。荒廃農地は，再生可能と再生困難の２つに区分され，再生困難は森林のように木が生い茂り農地の機能を失ったものを指し，この農地は山林と地目を変え，農地を失うことになります。2023年度の荒廃農地の内訳は，再生可能で94万ヘクタール，再生困難で16.3万ヘクタールとなっています。つまり，16.3万ヘクタールの農地が山林と化し，生産基盤を失

うということになっています。

鳥獣害や病害虫による農地の被害が増大することにもなりかねません。この先，どこかで農業の機運が高まり，就農希望者が増えることを期待をしていますが，いざそのときが訪れても農地を再生して生産活動に取り組むまでの厚い障壁に阻まれては，意欲をそがれることにもつながりかねません。

本町において，現在どのぐらいの田畑の放棄地があるのか把握はしていますか。

○議長（松田貴志君）　西濵農業振興課長。

○農業振興課長（西濵浩史君）　本町における田畑の耕作放棄地でありますが，面積といたしまして，田で３万4,249平米，畑で１万6,060平米，計４万9,309平米となっております。

○議長（松田貴志君）　瀬戸議員。

○６番（瀬戸直一君）　今の数字は，放棄地の数字やね。ということは，放棄地でない場合はどうなんですか，把握してますか。

○議長（松田貴志君）　小休いたします。

午後３時23分　休憩

午後３時24分　再開

○議長（松田貴志君）　再開いたします。

西濵農業振興課長。

○農業振興課長（西濵浩史君）　本町におきます耕地面積全体といたしましては，558ヘクタールだったと把握しております。

以上です。

○議長（松田貴志君）　瀬戸議員。

○６番（瀬戸直一君）　了解です。ありがとうございます。大体の全体が分かりますので，ありがとうございます。

そして，農地中間管理機構が管理をしている土地の貸し借りはどのぐらいの動きがありますか。

○議長（松田貴志君）　西濵農業振興課長。

○農業振興課長（西濵浩史君）　農地の貸し借りを行う場合，農地中間管理機構を介しての貸し借りを行うこととなっております。

農地中間管理機構への登録は，令和６年度で農地８万7,524平米，内訳といたしまして田が５万6,877平米，畑が３万647平米，令和７年度につきましては，農地の計が11万8,914平米で，内訳といたしまして田４万7,214平米，畑が７万1,700平米となっております。

すいません，動きについてなんですけど，利用権設定人数の借り人といたしまして，令和６年度で10人，令和７年度で30人，貸し人のほうが令和６年度で33人，令和７年度で47人となっております。

○議長（松田貴志君）　瀬戸議員。

○６番（瀬戸直一君）　ちょっとずつ増えよんやね。ありがとうございます。

次に，鳥獣対策についてお願いします。

耕作放棄地が増えてくると野生動物の活動が広がり，鳥獣害被害が拡大すると思います。日頃から猟友会の方々には有害鳥獣を駆除していただき，深く感謝申し上げます。猟友会の高齢化が懸念されておりますが，後継者がいないと，今後有害鳥獣のやりたい放題になるということで，後継者問題に苦慮していると思いますが，行政としてこの対策をどうかをお伺いさせていただきます。よろしくお願いします。

○議長（松田貴志君）　小休いたします。

午後３時28分　休憩

午後３時29分　再開

○議長（松田貴志君）　再開いたします。

瀬戸議員。

○６番（瀬戸直一君）　狩猟の後継者不足に苦慮していると思うんですが，行政としてはこの対策をどうお考えか。ありますか。

○議長（松田貴志君）　西濵農業振興課長。

○農業振興課長（西濵浩史君）　議員おっしゃるように，後継者等，非常に問題となっております。農業振興課といたしましても，狩猟免許取得に関する補助でありますとか，また猟友会との連携も行いながら後継者が確保できるように努めてまいっておりますので，引き続き取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（松田貴志君）　瀬戸議員。

○６番（瀬戸直一君）　ありがとうございます。

そして，この有害鳥獣の被害の状況についてはどのぐらい把握されてますか。令和６年，７年度における被害の想定をどの程度に設定していますか，お尋ねします。

○議長（松田貴志君）　西濵農業振興課長。

○農業振興課長（西濵浩史君）　有害鳥獣の捕獲数でありますが，令和６年度におきましては合計で1,802件，うち鹿が698頭，イノシシ325頭，猿21匹，アナグマ等小型鳥獣が758匹となっております。令和７年度の実績捕獲頭数は，今現在で1,708件で，うち鹿825頭，イノシシ197頭，猿22匹，アナグマ等小型鳥獣で664匹となっております。

６年度，７年度の捕獲の数値目標でありますが，勝浦町鳥獣被害防止計画がありまして，こちらのほうは３年間の計画となりまして，令和４年当時に６年度，７年度の数値のほうを設定しております。それで，設定基準といたしましては，令和元年から３年度の３期平均を基に設定いたしておりまして，令和６年度，７年度ともにイノシシ140頭，鹿600頭，猿20匹，タヌキ120匹，野ウサギ50匹，カラス320羽，カワウ10羽，アナグマ10匹，計1,360頭を目標といたしておりました。

以上です。

○議長（松田貴志君）　瀬戸議員。

○６番（瀬戸直一君）　ようけ捕まえてもらってますんですが，これもわなの捕獲監視センサーを導入されてますよね。これでわなにかかったっていうんがすぐ分かるっていうような話なんですよね。これの導入されたきっかけ，課題，取組の特色，成果，効果，予算はどうでしょうか。

○議長（松田貴志君）　西濵農業振興課長。

○農業振興課長（西濵浩史君）　わなの監視センサーの導入したきっかけ等につきましては，高齢化する捕獲従事者の負担軽減と見回りの負担を減らすことが重要であると考え，令和２年度から国の交付金等を活用し，有害捕獲従事者にわな監視センサーを貸与しております。

わな監視センサーを利用している捕獲従事者にアンケート調査を行ったところ，見回りが楽になったと好評の意見が多く，導入時には鹿の捕獲頭数が前年比20％上昇しており，現在57台貸出しを行っております。

課題としては，わなセンサーが耐用年数の経過後もあり，故障が増えております。

現在稼働中のわなセンサーの台数が少なくなりましたら，今後，国の交付金を活用し，新たなわなセンサーの導入や，わなセンサーの購入助成等も考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（松田貴志君）　瀬戸議員。

○６番（瀬戸直一君）　いろいろハイテクを使っていただいて捕獲していただいとんですが，この取組によって，捕獲頭数の増加によって埋設処理の件数も増えたことで労力が増えたと思うんですが，いかがですか。

○議長（松田貴志君）　西濵農業振興課長。

○農業振興課長（西濵浩史君）　今現在，捕獲鳥獣につきましては，埋設か自家消費のほうで対応していただいてはおります。それで，猟友会の会員さんからの対応についての要望等は，現在こちらのほうには入ってきていない状況であります。

以上です。

○議長（松田貴志君）　瀬戸議員。

○６番（瀬戸直一君）　この捕獲鳥獣の適正処理の基本的な考え方ということで，捕獲された鳥獣の処理に係り，法的には廃棄物の処理及び清掃に関する法律，廃棄物処理法という法があります。捕獲されたものは，捕獲者が捕獲現場から持ち出して，廃棄する場合は廃棄物処理法に基づく一般廃棄物として市町村の責任で処理される一方，食肉として事業者が利活用のために加工した際に生じる残渣については，産業廃棄物として事業者の責任で処理しなければなりません。

捕獲物を廃棄物処理法に基づいて処理する際には，法の管理下で，生活環境保全上支障が生じないように適正に処理をしなければならない。適正処理の主なものは焼却処理や埋立処分でありますが，勝浦町の場合は埋立てをしていると。保護管理法においては，適切な処理が困難な場合は生態系に影響を及ぼすおそれが軽微である場合を除き，捕獲場所に捕獲物等を放置してはならないとされています。

捕獲物は原則として持ち帰ることとし，やむを得ない場合，谷に落ち込んだりとか引き上げられない場合は例外で，生態系に影響を与えないような適切な方法で埋設することとされています。

市町村等の地域の状況に応じた適切な処理方法の適用として，切断した個体の既存

焼却炉への受入れ，本町は導入されていません。それから，生物処理，減容化処理された残渣物の既存焼却炉または既存埋立処分への受入れ，専用焼却炉設置による処理，本町は導入されていません。

捕獲現場等での埋設処理，捕獲物を収集，運搬することが困難かつ生態系に及ぼす影響が軽微な場合について埋設することができるとありますが，しかしながら鉛弾で銃殺した捕獲物について十分な深さに埋設を行わなかった場合，他の鳥獣がその肉を捕食し，鉛を体内に蓄えてしまい鉛中毒を起こすなど，生態系や環境に影響を及ぼす可能性があるため，十分注意をし埋設を行う，また埋設場所などへ運搬する場合は体液の流出等について留意が必要であるとあります。

さきの令和６年のみかん会議での質問においては，野生鳥獣は一般廃棄物で市町村が適切に処理をすることとなっています。現在の状況は，おのおのが自家消費の後，残渣は埋設処理をされていると思いますが，埋設処理に大変な労力が要ると思われますがいかがでしょうか。

○議長（松田貴志君）　西濵農業振興課長。

○農業振興課長（西濵浩史君）　議員おっしゃいますように，鳥獣の後処理については従事者の方にとっては負担となっている部分はあろうかと認識はしております。

以上です。

○議長（松田貴志君）　瀬戸議員。

○６番（瀬戸直一君）　そこで，お勧めした高齢化する負担軽減策はということで，上勝町の移動式焼却炉の運営状況を確認して検討していく必要があると答弁をしていますし，上勝町へ視察に行かれたと思いますが，どうでしたでしょうか。

○議長（松田貴志君）　西濵農業振興課長。

○農業振興課長（西濵浩史君）　上勝町のほうに移動式捕獲鳥獣処理施設設備のほうを担当のほうが視察に行っております。

上勝町では，現在２名の職員が持込みがあった鳥獣を保管している倉庫からハンドリフト等で搬送し，焼却炉へ積込みをしているとのことでありました。焼却から冷却までのワンサイクルで四，五時間程度の時間を要することとなり，稼働中は職員が半日拘束されるということで，職員にかかる負担は大きいと報告を受けております。

また，車両の維持費，ガス代等に係るランニングコストが年間約200万円程度かか

っているというようなことを聞いております。

以上です。

○議長（松田貴志君）　瀬戸議員。

○６番（瀬戸直一君）　お金はかかるんですが，導入される考えはどうでしょうか。

○議長（松田貴志君）　西濵農業振興課長。

○農業振興課長（西濵浩史君）　実際のところなんですけど，コスト面また業務面等を考えますと，今早急にすぐに導入っていうのはちょっと難しいのではないかなと考えております。

また，今後猟友会等とも協議いたしながら，状況によりましてはそこらも含めて検討はしていきたいとは考えております。

○議長（松田貴志君）　瀬戸議員。

○６番（瀬戸直一君）　今現在，捕獲した個体の管理はどうされていますか。百何頭も捕獲しとんよね。耳を持ってきてもらってっていうような確認だったんでしょうか。お願いします。

○議長（松田貴志君）　西濵農業振興課長。

○農業振興課長（西濵浩史君）　捕獲したものにつきましては，基本，従事者の方で処分していただいております。それで，確認のためにこちらのほうにお持ちいただいた耳等については，廃棄物として焼却処分のほうに出しております。

以上です。

○議長（松田貴志君）　瀬戸議員。

○６番（瀬戸直一君）　耳等を確認してるっていうことでよろしいんですね。

○議長（松田貴志君）　西濵農業振興課長。

○農業振興課長（西濵浩史君）　すいません，今現在，尻尾を確認しております。

○議長（松田貴志君）　瀬戸議員。

○６番（瀬戸直一君）　尻尾でも耳でもいいんですが，なぜこれを聞いたかというと，そしたらその個体を埋めよう写真っていうんはもらえないんですか。っていうんは，適正に埋められているかどうか，処分されているかどうかっていうんを私は知りたいんです。

○議長（松田貴志君）　西濵農業振興課長。

○農業振興課長（西濵浩史君）　すいません，今現在，埋設状況等の写真について，提出は求めていない状況であります。

○議長（松田貴志君）　瀬戸議員。

○６番（瀬戸直一君）　いや，そしたらこれもらえるんですか，これから。っていうんは，なぜ，ちゃんと埋められているかどうかっていうんを確認したいんです。っていうんは，言やあ焼却処分をせないかんというような案件なんで，埋めるんもええんですが，ちゃんと埋められてるかどうかっていうんが，ちゃんと埋められているっていう確認の下でやってますよね，今。だから，写真を添付してくださいよっていうても何じゃ悪いことないじゃないですか。だから，写真つけてくださいよ，ちゃんとできてますよっていうんだったら私納得するんですが，いかがでしょうか。

○議長（松田貴志君）　西濵農業振興課長。

○農業振興課長（西濵浩史君）　写真等での確認につきましては，この場でちょっと回答は控えさせていただきたいと思いますが，県なり猟友会ともちょっと協議とか話をさせていただきまして，対応できるようであれば対応はさせていただきたいと考えます。

○議長（松田貴志君）　瀬戸議員。

○６番（瀬戸直一君）　私，何か難しいこと言ってますか。

なぜかって言うたら，焼却処分，これ車でなかったっていいんです。ここの裏へ置いとってもええんです，この焼却炉を。移動式じゃなかったって。ただ，ちゃんと埋設されるのやったら別に問題ないです。私も何も言いません。

だから，言うたら猟友会の方もお年を召しまして，穴を掘るんはこれはきついだろうということなんです。だから，焼却炉へ放り込んだら全自動で焼いてくれるというようなものなんで，言うたらこれ題にもありますように軽減策です。もう一遍，答弁をお願いします。何か検討するとかございませんか。

○議長（松田貴志君）　西濵農業振興課長。

○農業振興課長（西濵浩史君）　今現在，上勝町では移動式焼却炉，また佐那河内村のほうでは溶解式の処理施設のほうを稼働しているとは確認しております。

そういった中で，今後焼却についても町にとってどういった対応をするのがいいのかをちょっと含めて，今後検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（松田貴志君）　瀬戸議員。

○６番（瀬戸直一君）　高齢化する負担軽減策はということで提案したんですが，今後検討をよろしくお願いいたしまして私の一般質問を終えたいと思います。ありがとうございました。

○議長（松田貴志君）　以上で６番瀬戸直一議員の一般質問は終了いたしました。

議事の都合により，休憩とします。

午後３時48分　休憩

午後３時59分　再開

○議長（松田貴志君）　休憩前に引き続いて会議を開きます。

10番井出美智子議員の一般質問を許可します。

井出議員。

○１０番（井出美智子君）　議長の許可をいただきましたので，令和８年ひな会議の質問を始めさせていただきます。

令和８年度に念願の補聴器の助成が実施されることになりました。町長，やっと支援していただいてありがとうございます。

それで，調べますと令和８年度に補聴器の助成が実施される自治体は，３月15日時点で調べますと県内で11自治体になっています。まだこれからどんどん増えてくると思います。増えれば，県が支援してくれるっていうのがこれまでの流れです。

そこで，勝浦町は補聴器助成ではなくて加齢性難聴の検査を実施したらどうかということを提案したいと思います。

こんなに補聴器の助成が増えたということは，認知症予防に必要な施策だということだと思います。これが広く認識された結果が支援につながっていると考えられます。早い人は40歳代から難聴が始まると言われます。できれば45歳から，遅くても65歳から毎年聴力検査をすることが勧められています。勝浦町でも取り組んだらどうかということでお尋ねしますが，まず最初に，県内の自治体で加齢性難聴の聴力検査を実施しているところはありますか，お尋ねします。

○議長（松田貴志君）　野上政策監。

○政策監（野上佳孝君）　本県内において聴力検査を実施している自治体はどこかと

のご質問でございますが，県担当課への確認を通じまして，県内の市町村で独自に聴力検査を行っている団体はないものと承知いたしております。

以上です。

○議長（松田貴志君）　井出議員。

○１０番（井出美智子君）　ありがとうございます。

補聴器の助成の質問のときも，一番最初にしたときはまだ県内で実施しているところはないという答弁をいただいて，繰り返し質問して令和８年度に実現できました。何か今回は横並びに待つのではなくて，ぜひ県内でトップを切って加齢性難聴の聴力検査の実施をしてもらいたいと思います。

例えば，ネットで調べますと，実現できているところの例といたしまして一番最初に出てきたのが東京都の港区の例です。対象者は令和８年３月31日時点の年齢が，港区在住で60，65，70，75歳で聴覚の障害に関する手帳をお持ちでない方，そしてその対象者の方には区から受診券を６月中に送付するということだそうです。医療機関名簿をご覧の上て，自分で直接医療機関にご予約くださいということです。

こういった具体的な例を見ますと，勝浦町でも実施ができるのではないかと思いますが，どうでしょうか，実施はできるでしょうか。

○議長（松田貴志君）　長友福祉課長。

○福祉課長（長友清美君）　聴覚の検査ということですが，40代，50代の方は職場での健康診断や人間ドックで聴力検査の項目が入っております。市町村の検診には聴力検査のメニューがないため，市町村検診で行うには制度設計等をもう少し研究させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（松田貴志君）　井出議員。

○１０番（井出美智子君）　ありがとうございます。

愛育班の検診がすごく勝浦町民の健康を守っていると思いますが，例えばもし県に聴力検査の車，検診車みたいなのがあれば，愛育班のときに来てもらって希望者の聴力検査をするなんていうことは簡単にできるのではないかと思いますが，そういった検診車のこととかをぜひ調べていただきたいと思いますが，そういう事例はまだ聞いたことがないんですが，福祉課長はいかがでしょうか。

○議長（松田貴志君）　長友福祉課長。

○福祉課長（長友清美君）　健診センターに聴力検査ができるかどうか確認をしてみましたところ，聴力検査用の車がないため，会場で音の響かない個室が必要となるようです。また，スタッフの配属もちょっと難しいというようなお答えでございました。

以上です。

○議長（松田貴志君）　井出議員。

○１０番（井出美智子君）　今の時点では集団健診では難しいということが理解できました。

それで，２点要望したいと思います。

ぜひ健診センターに集団健診に使える検診車を派遣できるようにしてほしいという要望を上げてほしいという１点です。それから，それが実現できるまでには，例えば港区のように対象者に受診券を配って個人的に医療機関のほうに行けるようにしてほしいということです。

お勤めしている方には聴力検査の項目があるということですので，自営業の方の加齢性難聴を防ぐためにも，ぜひ勝浦町で実施してほしいと思いますので，具体的に制度設計をしてほしいんですが，いつからこの制度設計に取り組まれるのかお尋ねしたいと思います。

○議長（松田貴志君）　長友福祉課長。

○福祉課長（長友清美君）　まだ県内ではどこの市町村もないため，これからの課題となっております。

早速，今提案をいただいておりますので，また早々にでも制度設計ができるように，ちょっとまた研究をしていきたいと考えております。

○議長（松田貴志君）　井出議員。

○１０番（井出美智子君）　ありがとうございます。

勝浦町は，時間がかかっても必要な制度はきちっと町民のために実施していってくれている町なので，期待しております。

それから，やっぱり自分で耳鼻科に行くっていうのがなかなか遠かったり，できないので，できれば集団健診の場に聴力検査の車を県で持ってほしいっていうことをぜ

ひ伝えていただきたいということで，今回はいつ実現できるのか楽しみにしております。補聴器の補助は二，三年かかりましたが，検診はもう少し早く実現できると期待して，次の質問に移りたいと思います。

次は，水田のみかん植樹の補助制度を柔軟にっていうことで質問したいと思います。

今，山にみかんを植えるのではなくて，水田にみかんをたくさん植えている実態がございます。それで，国の補助制度を活用するときの仕組みはどうなっているのかということをお尋ねしたいと思います。

○議長（松田貴志君）　西濵農業振興課長。

○農業振興課長（西濵浩史君）　水田のみかん植樹で補助制度を柔軟にということで，国の制度についてとの質問でございますが，国の苗木の改植，新植の補助事業は，果樹経営支援対策事業となります。こちらは，２アール以上の果樹園において，指定の系統である温州みかんに転換することで補助を受けることができます。補助額は，改植が１アール当たり23万円，新植が10アール当たり21万円となっております。申請窓口は，ＪＡ東とくしまで執り行っております。

活用の流れといたしましては，４月の期日までにＪＡのほうに申請をしていただき，その後，ＪＡ東とくしまのほうで現地確認を行い，国へ申請を行います。夏頃に国から許可がありますので，それを受けて申請者は苗木の注文や木の伐採などの準備を行っていただきます。翌年の４月上旬までに定植を完了していただく必要があります。その後，ＪＡ東とくしまのほうによる現地確認，国への報告が行われ，夏頃に補助金が支払われるという流れとなっております。

以上です。

○議長（松田貴志君）　井出議員。

○１０番（井出美智子君）　ありがとうございます。

これは，川田温州という新しい品種のみかんの苗木です。例えば，今山の田んぼにみかんを植えても山のような甘いみかんができないんです。土が深過ぎて糖度が上がりにくい，それから土壌水分が多過ぎて浮皮になりやすいとか，土地の条件としてすごくおいしいみかんができにくいんです。高く売れない。量はたくさん採れるけれども，自信を持って勧められる熟成みかんほどの味が出ないわけです。

そこで，こういう今山のような土地の深いところに適した品種のみかんを植えたいという要望が寄せられました。川田温州の特徴として，果皮やじょうのうが薄く独特の食味のよさがあるみかんですと。また，どんな年でも酸が自然に下がり，味ぼけなどなく，おいしさが保たれる優良品種。ただし，根域が非常に浅いため，たくさん実をつけた翌年には木がぐらつくほど根が少なくなることもあるようですと。そのため，３年間は木を充実させるため実をつけさせないようにすることが必要と。直根を深く伸ばすため，一般的にはみかんの栽培には不向きとされる深めの園地が適していますと。

これは，今山のような田んぼにすごく適した品種なんで，これを国の補助金を使って植えることは可能かと聞かれましたが，いかがでしょうか。

○議長（松田貴志君）　西濵農業振興課長。

○農業振興課長（西濵浩史君）　川田温州を導入したいというような声があるということでありますが，果樹経営支援対策事業の対象品種にするには，小松島勝浦地区果樹産地協議会におきまして計画の変更を行う必要があります。

川田温州は，安定して高い糖度を誇り，酸味とバランスがよく深い味わいが魅力ですが，隔年結果が起きやすく収穫量が安定しないため，全国的には栽培量はあまり増えていない状況であります。

しかし，温暖化の影響で他品種が浮皮になりやすい中，年明けまで木に成らせていても浮皮が発生しにくく，品質が保たれやすい性質があることから貯蔵にも適しているのではないかと思われます。

果樹産地構造計画への導入について，今後検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（松田貴志君）　井出議員。

○１０番（井出美智子君）　ありがとうございます。

特に，温暖化で浮皮になって味も悪くなるし貯蔵性も悪くなるっていうことなので，時代に即した品種をすぐ植えたいという希望があるので，ぜひとも対応をお願いします。

新しい品種導入を迅速にということで，具体的に例えば川田温州を植えたいとなれば，いつから植樹できるようになるのか教えてください。最短で言えば。

○議長（松田貴志君）　西濵農業振興課長。

○農業振興課長（西濵浩史君）　新しい品種を最短にということでありますが，今年度というか，８年度におきましては，４月３日までがＪＡへの申請の締切りとなっております。それで，その前に協議会のほうで計画のほうを変更する必要があります。

ですので，今回についてはちょっとそこまでの対応ができないというように思われますので，次年度の申請に間に合うように計画のほうを変更しますと，９年度から実際に導入できるのでないかなと考えております。

以上であります。

○議長（松田貴志君）　井出議員。

○１０番（井出美智子君）　分かりました。

ぜひ９年度に植樹できるように計画の変更をお願いしたいと思います。苗木の準備とか，それからすぐ植えられるように園地設計をするとかいろいろ準備がありますので，それから補助金の申請とか急にできることではないと思うので，できるだけ迅速に希望の方に希望の品種が植えれるように対応してほしいと思います。

９年度の実施に向けて，農業振興課が頑張ってくれていますと報告させてもらってよろしいですか。

○議長（松田貴志君）　西濵農業振興課長。

○農業振興課長（西濵浩史君）　導入につきましては，先ほども申しましたが，小松島勝浦地区果樹産地協議会に諮り，計画を変更する必要があります。協議会は，事務局がＪＡ東とくしまで，年１回開催することとなっておりますが，必要がある場合は臨時に招集することができるとなっておりますので，協議会のとき，また臨時に招集をお願いして，協議会で協議をしていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（松田貴志君）　井出議員。

○１０番（井出美智子君）　ありがとうございます。

９年度から川田温州を補助金で植えれるように実現できることを期待して，次の質問に移ります。

次に，徳島新聞を読んでおりますと，県内７市町に委託型導入地域おこし協力隊っていうのが載っておりまして，委託型っていうのはあんまり聞いたことがなくて，県

内では吉野川市，三好市，石井町，神山町，美波町，海陽町，藍住町の７市町が団体委託型の隊員を活用していると。東みよし町が新年度の採用を目指して隊員を募集しているっていう記事を読みまして，いろんな形態で地域おこし協力隊員の雇用があるっていうことを知りました。

そこで，教えてほしいんですが，この新聞の中では，会計年度任用職員っていう形と，それとネットで調べてみますと業務委託型，それから企業雇用型と様々な形態があることを知りましたが，このことについて詳しく教えてほしいと思います。お願いします。

○議長（松田貴志君）　中瀬総務防災課長。

○総務防災課長（中瀬弘晴君）　地域おこし協力隊の任用，勤務条件についてに関するご質問であったかと思います。

まず，地域おこし協力隊推進要綱においては，地域おこし協力隊員の委嘱の方法，期間，名称等は，地域の実情に応じて弾力的に対応することで差し支えないこととされています。

また，令和２年４月１日から，特別非常勤職員の任用の適正確保等と併せ，会計年度任用職員制度が導入されたことに伴い，公務員として任用する場合，地域おこし協力隊員は原則として一般職の会計年度任用職員として任用することとなっております。

これらを踏まえ，各地方自治体の地域おこし協力隊の任用の形態等については，主に次の２つとなると考えております。

１つ目，会計年度任用職員，２つ，地方自治体が任用せず委託関係を締結するということになろうかと思います。このことから，制度上は地方公共団体が任用する会計年度任用職員と，地方自治体が任用せず委託関係を締結した場合，委託型の大きくは２つの制度となっております。

この委託型のうち，制度上の細かな規定はございませんが，地方公共団体と個人事業主として地域おこし協力隊が直接業務委託契約をする場合を業務委託型，また地方公共団体から地域おこし協力隊に関する業務の委託を受けた企業等と地域おこし協力隊員が雇用契約を締結する場合を企業雇用型というふうには認識をしております。

以上でございます。

○議長（松田貴志君）　井出議員。

○１０番（井出美智子君）　ありがとうございます。

勝浦町での雇用形態はどういう形で地域おこし協力隊員を雇用しているのか，お尋ねします。

○議長（松田貴志君）　中瀬総務防災課長。

○総務防災課長（中瀬弘晴君）　先ほど申し上げた制度に基づきまして，原則として地域おこし協力隊員，一般職の会計年度任用職員として任用しておるが一般的でございます。それと，業務委託型での運用というふうなところで，現在は運用をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（松田貴志君）　井出議員。

○１０番（井出美智子君）　経済的な裏づけはどうなっているのでしょうか。地域おこし協力隊員の経済的な裏づけについて，具体的に教えてください。

○議長（松田貴志君）　中瀬総務防災課長。

○総務防災課長（中瀬弘晴君）　地域おこし協力隊に関わる財源に関するご質問であろうかと思います。

地域おこし協力隊の経費等につきましては，特別交付税措置の対象となっております。総務省，地域おこし協力隊推進要綱におきまして，地域おこし協力隊員の活動に要する経費につきましては，地域おこし協力隊員１人当たり550万円を上限，うち報償費等については350万円を上限，報償費等以外の活動に要する経費につきましては200万円を上限となっており，合計の上限額が550万円が特別交付税の算定の対象となっております。

議員がお話しされておる企業雇用型の場合でありましても，国の規定する要件を満たしたものであれば，特別交付税の対象というふうには認識をしております。

以上でございます。

○議長（松田貴志君）　井出議員。

○１０番（井出美智子君）　企業雇用型の場合も550万円の交付金があるということです。

では，町に貢献できる人材をもっと地域おこし協力隊として雇いたいっていうこと

で民間企業でも雇えるのか，それだったら勝浦町で一体どういう民間企業とか団体が地域おこし協力隊を雇えるのかっていう立場で聞きたいと思います。

美波町では，地域おこし協力隊の受入れ団体を募集して，団体が業務委託型で雇用しようとしているっていうことを知りましたが，勝浦町で例えるとどのような団体が可能なのでしょうか，一企業とかそういうことでも可能なのでしょうか。

○議長（松田貴志君）　寺尾企画交流課長。

○企画交流課長（寺尾由美君）　ご質問の，他自治体の実施している委託型の地域おこし協力隊の制度におきましては，まず募集要項において受入れ団体の要件を，地域への貢献性や公益性が高く地域の課題解決に取り組む団体であることを前提としております。これは，地域おこし協力隊の推進要綱や手引に基づくもので，総務省のＱＡにおきましても，隊員の活動内容や受入れ団体の公益性を踏まえて地域おこし協力隊の制度趣旨に合致していることが対外的に説明できるかなど，留意点も上げられています。

これらを踏まえますと，勝浦町での想定される団体とのご質問ですが，まずは募集要項等で地域の課題解決に資する事業を示した上で，広く公募を行った上，事業の提案の内容を審査する上で決定する必要があると考えます。

また，協力隊が従事したことによる事業の成果や，任期終了後を見据えた事業計画を理解していただき，単純に企業等の内部管理業務や人手不足を補う活動に地域おこし協力隊を充てることは制度の趣旨に反しますので，現時点で特定の団体名を上げることは困難と考えております。

以上です。

○議長（松田貴志君）　井出議員。

○１０番（井出美智子君）　では，現時点では勝浦町で委託型の地域おこし協力隊を受入れできる団体はないということですね。

○議長（松田貴志君）　寺尾企画交流課長。

○企画交流課長（寺尾由美君）　ないというわけではなく，まずは先に受入れする目的とかをはっきりと町が決めた上で募集をしなければならないということになります。

○議長（松田貴志君）　井出議員。

○１０番（井出美智子君）　この新聞を見ますと，地元菓子店が受入れ団体となり，隊員が新商品開発などに当たった石井町は，団体委託型のメリットについて，町職員では実施が難しかった隊員の活動支援が委託団体の特色を生かすことで可能になったと説明すると記事にあります。それから，６人を委託型で採用し，５人が任期を終えた神山町は，元隊員は任期満了後も引き続きその団体で働き，戦力になっていると報告，それから元隊員による地ビール醸造所の創業につなげた美波町は，起業に向けた３年間のプロセスを組んだ上で募集，採用できたのがよかったと振り返っております。

こんなことができるんだったら，勝浦町ももっといろんなことができるのではないかと思って飛びついて質問したんですが，なかなか雇える団体っていうことで難しいっていうことなんですね。今すぐには勝浦町としてはこの委託型を採用できるようにはならないっていうことでしたね。これを，もし勝浦町の町に貢献できる人材を雇いたいっていうふうな団体を立ち上げなければならないっていうことですね。

○議長（松田貴志君）　寺尾企画交流課長。

○企画交流課長（寺尾由美君）　新たに団体を立ち上げるとかということではないとは考えますが，実は他自治体にもいろいろと問合せはしてみました。そうしますと，やはり町との雇用契約がないことから，やはり労務管理とか，それから給与事務とか，そういったデメリットの面もあるので，やはりちょっと行き届かないというか，本来の協力隊の趣旨から外れていってしまってるような問題点もあるということをお聞きしております。

そういった問題の課題を解決した上でないと，受入れ団体とかの選定というのは難しいのかと考えます。

以上です。

○議長（松田貴志君）　井出議員。

○１０番（井出美智子君）　確かに新聞には，上板町は自治体による直接雇用なら折半となる社会保険料が団体委託型では全額自己負担になるなどして，収入面の条件悪化とかマイナス面もあるっていうことで採用に慎重な自治体もたくさんある，それから待遇面も町の会計年度任用職員よりも悪くなってミスマッチがあるっていうことも書かれてあります。

しかし，有利な制度を使って町に貢献できる人材をぜひ雇ってもらいたいと思います。地域おこし協力隊でやってきて勝浦町で活躍している方もおいでます。そういった人がもっと増えてほしいと思いますので，地域おこし協力隊の活用を町としても取り組んでほしいと思います。答弁はいいです。

最後に，３期目に期待する町民の声っていうことで，ちょっとパソコンの技術が悪くて，町長はホームページから顔をいただきました。この下は今山の農村舞台で，今山の住民がいっぱいおるっていうイメージで写真を重ねたかったんですが，屋根が消えませんでした。それは置いといて。

町長の元に３期目に期待する町民の声はどのような声が届いているのか，それから喫緊の課題は何かということで質問通告を出させていただきました。

先日，高齢者の方から切実な声をお聞きしました。商品券よりも現金配付をしてほしいと。よその徳島市は現金があるのに勝浦町は商品券で，ちょっと商品券は期限があるし使い切れん場合があるし，年金が少ないので現金であればお医者さん代に回せると。ほから，おつりが出ないので使いにくい。500円券なので使えると思うんですが，その人はいろいろ熱心に言ってくれました。

こういうふうに，１万円も全町民に配ってくれるのは非常にありがたいけれども，次はぜひとも現金でお願いしたいという声が届いております。それも，絶対町長に頼んどいてって。私一人の声だけでなくて，周りの高齢者の方は商品券よりも現金がいいんでよって町長に言うといてって言われました。

そのときに，私は町会議員として，商品券は町内の商工業者のためにも有効に活用するから，町全体の利益を考えて商品券にしたいと思うんで，町内で買物しましょうっていう意味もあって商品券なんですよっていうことはちゃんとお伝えはしました。

しかし，よその町は現金なのに勝浦町は商品券，現金がいいっていうことを繰り返し言われました。分かりました，町長に必ずお伝えしますということでお伝えしました。次は，ぜひとも現金でお願いしたいっていうことについて，町長にお尋ねします。どうでしょうか。

○議長（松田貴志君）　野上町長。

○町長（野上武典君）　今回の商品券を配ることとなった事業でございますが，実際，現金でも今回はいけた。場合によったら地域通貨とかそういったものに変えるあ

れじゃないと駄目というようなときもあったんですが，今回はいけるんですが，議員おっしゃるように町内の経済も同時に回したいという私の思いで，これは商品券ということでさせていただきましたし，またお互いがそういった思いで町内で買物をされる，あるいはいろんなことにお金を使われるということで，お互いがお互いを幸せにしようと思いながらお買物をしていただけたら本当にありがたいなっていうふうに思います。

町民のそれぞれの絆を強めるための施策ということで，どうかご理解を願いたいと，また伝えておいていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（松田貴志君）　井出議員。

○１０番（井出美智子君）　そういうことは私も繰り返し伝えましたが，押し負けて町長に現金をお願いしておきますと答えました。

調べますと，徳島市は5,000円現金で給付して，それから75歳以上の人には１万円を現金で給付するっていうのをネットの記事で見ました。

物価高騰対策商品券ですので，勝浦町でお買物してほしいっていう町長の意思ですっていうことは繰り返し町議としてお伝えしてあります。しかし，町民の切実な声もあるということです。年金が少ないので，お医者さん代に使いたいっていうのは，そうかなと思います。

だから，年金が少ないお年寄りに対しての福祉としての役割も必要な施策だと思いますので，次はぜひともそういった声にお応えしてほしいっていうことを再度訴えたいと思います。

次に，行きます。

平石山への土砂搬入についてですが，まだ続いております。今山では，ようけ入ってきような，今はちょっと少ないな，ダンプが入ってくるのをみんな挨拶代わりに話されます。住民は，非常に不安になっております。それで，先日も今山区の総会で，まだ地籍調査ができないのかと，洪水が来てからでは遅い，町でできることを急いでほしいなどの意見が出ました。

午前中の一般質問で，３番議員が平石山鉱山について町長に質問をしました。万一の災害時に備えて町民に安心を提供してほしい，それから強い意味の意見書を県に出

してほしいっていうことを質問されておりました。

３月になりますと，３月11日の福島の原発，東日本大震災の映像が３月11日前後に頻繁に流されます。このことが，多分余計に災害が起きたときの大変さとか悲惨さを映像で私たちに訴えてくるわけです。

振り返ってみますと，2006年に地震と原発事故の危険性を国会で指摘した議員がおりました。日本共産党の吉井英勝議員です。この人は，京都大学の原子力の専門家です。電源喪失が起きれば大変なことになるっていうことを，ちゃんと国会で質問をしました。

しかし，この電源喪失を想定外として，起こらない前提で国は答弁を続けました。日本の原発は安全です，重大事故は起こらない，こういう前提で繰り返し電源喪失とか津波による被害とかということも言ってましたけども，起こり得る最悪の質問に対して，国は起こらない前提で答え続けました。そして，そのまま福島の事故は現実になりました。

国が許可している，裁判で川に土砂は流入しない，こういう前提で答えられても，たまたま３月11日前後のあの悲惨な事故とかというのを見ますと，想定外っていうことはないっていうことを映像で強く訴えかけてくるわけです。

2011年４月６日には，福島原発の事故を予見していた吉井英勝さんに対して，経済産業省原子力安全・保安院や原子力安全委員会のトップらが謝罪しております。電源喪失を想定外としていた過去の認識について陳謝しました。これまでに原発問題を国会で追及した議員に対してです。こういうことは，めったにないことです。

寺坂信昭院長に対して，電源喪失はあり得ないだろうというぐらいまでの安全設計をしているって発言しましたが，この日，当時の認識について甘さがあったと深く反省している。なぜこういうふうなことをいうかというと，国が許可している，それから裁判で川に土砂が流入しないっていう判決が出ているっていうことでは，今山区とか，住民は不安なわけです。

それで，１つ町長にお願いがあるのは，今まで県の意見書は町民にあんまり知られていません。町として県にこういう意見書を提出しているっていうことを，もっと町民に知らせてほしいと思います。それはできますか。

○議長（松田貴志君）　小休いたします。

午後４時44分　休憩

午後４時46分　再開

○議長（松田貴志君）　再開いたします。

野上町長。

○町長（野上武典君）　このたび，くらし育み常任委員会で皆さんにご説明させていただきました意見書につきましては，今，県においてその許可証について調整中でございます。それがはっきりした後，公開するのはやぶさかではないというふうに私は考えております。

以上でございます。

○議長（松田貴志君）　井出議員。

○１０番（井出美智子君）　それで，ここからは要望になります。町長の答弁は求めませんが，今山の区の総会で出された意見を要望として述べたいと思います。

浸水想定区域の地籍調査を最優先にやってほしいということでした。地籍調査未調査地域のほうが浸水被害が大きいのではないか，山よりも平地を優先してほしいなど切実な声が上がりました。

平石山鉱山，土砂搬入が起きて洪水が起こったら今山は沼江石原みたいに耕地整理もできてませんので，もう田んぼの形がぐちゃぐちゃなんです。１回洪水が起こってしまえば，もうどこがどこか分からなくなるから，とにかく浸水想定区域の地籍調査は早くしてほしいっていう声がありました。これを見ますと，残っている地域の生名，星谷まではほぼ終わってますから，残りの浸水想定地域を早くやってほしいっていう要望が強く出されました。

それで，質問の相談のときには間に合いませんでしたが，次の議会でもっと詳しく踏み込んで質問したいと思います。

それから，町民からドローンを使ったらもっと早くて安うにできるんでないんか，浸水想定地域をドローンで実施できないのか，そういうことを言ってくれと伝えられました。調べてみますと，リモートセンシング活用っていうことで，地籍調査の法律も変わっております。新しい時代に即した地籍調査の在り方，それから町民の声をしっかり取り入れて，浸水想定地域の実施を早く急いでほしいという声があるっていうことを伝えて，この３月議会の質問を終わりたいと思います。ありがとうございまし

た。

○議長（松田貴志君）　以上で10番井出美智子議員の一般質問は終了いたしました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

明日19日は午前９時30分から再開します。

本日はこれにて散会いたします。

午後４時50分　散会

以上会議の顛末を記し相違ないことを証するためにここに署名する。

勝浦町議会議長

勝浦町議会議員

勝浦町議会議員